

総務文教常任委員会資料

平成27年12月2日

教育委員会 教育総務課

第2期加東市教育振興基本計画（案）について

策定状況（中間報告）

開催日等	内容
平成27年6月26日	市長から加東市教育振興基本計画策定委員会へ、第2期加東市教育振興基本計画を策定することについて諮問
平成27年7月1日	第1回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・加東市の教育の現状と課題を協議
平成27年9月1日	第2回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・骨子案（基本理念、基本方針、構成等）を協議
平成27年10月9日	第3回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・素案の協議
平成27年11月9日	第4回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・素案の決定
平成27年12月2日	総務文教常任委員会 ・第2期加東市教育振興基本計画の素案について説明
平成27年12月10日から 平成28年1月12日まで	第2期加東市教育振興基本計画（素案）についてパブリックコメントの実施
平成28年1月下旬	第5回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・第2期加東市教育振興基本計画（原案）を決定（予定）
平成28年2月	加東市教育振興基本計画策定委員会から市長へ、第2期加東市教育振興基本計画（案）を答申（予定）
平成28年3月	議会に提案（予定）
平成28年3月	第2期加東市教育振興基本計画の策定（予定）

課題の整理

第1期教育振興基本計画（平成23年策定）で取り組んだ施策について、教育環境の変化に伴い、生きる力に関する内容を整理し直し、取り組むべき方針としました。

第1期の方針

- ・学校教育の充実
 - (1) 確かな学力の定着
 - (2) 豊かな人間性の育成
 - (3) 健康体力づくり
 - (4) 安全・安心で信頼される学校づくり
- ・社会教育の充実
 - (1) 青少年の健全育成
 - (2) 成人学習の充実
 - (3) 芸術・文化活動の振興及び実施
 - (4) 文化財保護の推進と活用
 - (5) 生涯スポーツの普及と振興
 - (6) 施設の管理・運営
 - (7) 共に生きる社会の実現
 - (8) 男女共同参画事業の推進
 - (9) 市立図書館の充実



第2期の方針

1. 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実
 - (1) 社会的自立に向けたキャリア形成の支援
 - (2) グローバル化に対応した教育の推進
 - (3) 地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進
 - (4) 小中一貫校開校にむけた適切な準備
2. 「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進
 - (1) 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成
 - (2) 自尊感情や思いやりの心の醸成
 - (3) 心身の健康増進・個性の伸長
3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立
 - (1) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上
 - (2) 安全・安心で信頼される学校づくり
 - (3) 子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり
 - (4) 家庭の教育力の向上
4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成
 - (1) 生涯を通じた学びの機会・場の提供
 - (2) 文化財保護の推進と活用
 - (3) 生涯スポーツの普及と振興
 - (4) 社会教育・体育関係施設の管理・運営
 - (5) 市立図書館の充実
5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造
 - (1) 豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発
 - (2) 男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり

第2期加東市教育振興基本計画パブリックコメント資料

平成27年12月10日

第2期

加東市教育振興基本計画

(素案)

平成●年●月

兵庫県加東市

目 次

	ページ															
第1章 教育振興基本計画の基本的事項	1															
1. 策定の背景	2															
2. 計画の位置づけ	4															
3. 策定体制	4															
4. 計画の対象	5															
5. 計画の期間	5															
第2章 教育をめぐる現状と課題	7															
1. 現状と課題	8															
2. 本市教育の現状と課題	11															
(1)これまで取り組んできた学校教育	11															
(2)これまで取り組んできた社会教育	14															
3. 課題の整理	21															
第3章 加東市の今後の教育 一総論一	23															
1. 基本理念	24															
2. 基本方針	26															
施策体系	31															
第4章 加東市のめざす方向と施策の取組 一各論一	33															
基本方針																
1. 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実	34															
<table border="0"> <tr> <td style="width: 10%;">基本的</td> <td>(1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援</td> <td style="width: 10%;">34</td> </tr> <tr> <td> 方向</td> <td>(2)グローバル化に対応した教育の推進</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)小中一貫校開校にむけた適切な準備</td> <td>36</td> </tr> </table>	基本的	(1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援	34	方向	(2)グローバル化に対応した教育の推進	34		(3)地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進	35		(4)小中一貫校開校にむけた適切な準備	36				
基本的	(1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援	34														
方向	(2)グローバル化に対応した教育の推進	34														
	(3)地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進	35														
	(4)小中一貫校開校にむけた適切な準備	36														
2. 「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進	37															
<table border="0"> <tr> <td style="width: 10%;">基本的</td> <td>(1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成</td> <td style="width: 10%;">37</td> </tr> <tr> <td> 方向</td> <td>(2)自尊感情や思いやりの心の醸成</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)心身の健康増進・個性の伸長</td> <td>40</td> </tr> </table>	基本的	(1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成	37	方向	(2)自尊感情や思いやりの心の醸成	39		(3)心身の健康増進・個性の伸長	40							
基本的	(1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成	37														
方向	(2)自尊感情や思いやりの心の醸成	39														
	(3)心身の健康増進・個性の伸長	40														
3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立	42															
<table border="0"> <tr> <td style="width: 10%;">基本的</td> <td>(1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上</td> <td style="width: 10%;">42</td> </tr> <tr> <td> 方向</td> <td>(2)安全・安心で信頼される学校づくり</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)家庭の教育力の向上</td> <td>44</td> </tr> </table>	基本的	(1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上	42	方向	(2)安全・安心で信頼される学校づくり	43		(3)子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり	44		(4)家庭の教育力の向上	44				
基本的	(1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上	42														
方向	(2)安全・安心で信頼される学校づくり	43														
	(3)子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり	44														
	(4)家庭の教育力の向上	44														
4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成	45															
<table border="0"> <tr> <td style="width: 10%;">基本的</td> <td>(1)生涯を通じた学びの機会・場の提供</td> <td style="width: 10%;">45</td> </tr> <tr> <td> 方向</td> <td>(2)文化財保護の推進と活用</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)生涯スポーツの普及と振興</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)社会教育・体育関係施設の管理・運営</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)市立図書館の充実</td> <td>47</td> </tr> </table>	基本的	(1)生涯を通じた学びの機会・場の提供	45	方向	(2)文化財保護の推進と活用	46		(3)生涯スポーツの普及と振興	46		(4)社会教育・体育関係施設の管理・運営	47		(5)市立図書館の充実	47	
基本的	(1)生涯を通じた学びの機会・場の提供	45														
方向	(2)文化財保護の推進と活用	46														
	(3)生涯スポーツの普及と振興	46														
	(4)社会教育・体育関係施設の管理・運営	47														
	(5)市立図書館の充実	47														
5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造	49															
<table border="0"> <tr> <td style="width: 10%;">基本的</td> <td>(1)豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発</td> <td style="width: 10%;">49</td> </tr> <tr> <td> 方向</td> <td>(2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり</td> <td>51</td> </tr> </table>	基本的	(1)豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発	49	方向	(2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり	51										
基本的	(1)豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発	49														
方向	(2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり	51														
〔用語の説明〕	53															

第1章

教育振興基本計画の基本的事項

第1章 教育振興基本計画の基本的事項

1. 策定の背景

平成 18 年 12 月に施行された、改正教育基本法第 17 条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することとなりました。

また、地方公共団体は、国の計画を参照し、基本的な計画の策定に努めることとされました。

平成 20 年 7 月 1 日に閣議決定された、国の教育振興基本計画では、「今後 10 年間を通じて目指すべき姿」として、「義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる」こと、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の 2 点を挙げています。

次に、「今後 5 年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策」では、3 つの基本的な考え方が示され、取組全体を通じて重視する考え方として、「横の連携：教育に対する社会全体の連携の強化」、「縦の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」、そして「国・地方それぞれの役割の明確化」が示されました。

基本的方向 1 では、「社会全体で教育の向上に取り組む」として、学校園・家庭・地域など身近な場所で、子育て等の支援や学習の機会が得られることを掲げています。

基本的方向 2 では、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」など、確かな学力を身に付け、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成することが示されています。

基本的方向 3 では、大学教育に関する事項、基本的方向 4 では、「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」ことが求められています。

さらに、今後 5 年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策の中で、「特に重点的に取り組むべき事項」として、大学教育以外では、次の項目を挙げています。

- ① 確かな学力の保証
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 教員が子ども一人ひとりに向き合う環境づくり
- ④ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
- ⑤ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
- ⑥ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- ⑦ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

以上の第 1 期教育基本計画（平成 20 年～24 年度）を踏まえ、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年～29 年度）が平成 25 年 6 月策定され、次の 4 つの基本的方向性が示されました。

1 「社会を生き抜く力」の養成 ※大学に関する事項は省略

生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）、自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）、社会的・職業的自立に向けた力の育成

2 「未来への飛躍を実現する人材」の養成

新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

3 「学びのセーフティネット」の構築

意欲ある全ての者への学習機会の確保、安全・安心な教育研究環境の確保

4 「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成

互助・共助による活力あるコミュニティの形成

また、兵庫県は第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（平成26年～30年度）を平成26年3月策定し、次の4つの基本方針を示しました。

1 自立して未来に挑戦する態度の育成

自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要。その上で学びの原動力や推進力となる夢や目標を持つこと、それを実現しようとする意欲・態度、様々な困難に直面しても状況を主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠。

2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸ばすよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成するとともに、幼児教育から高等教育までの発達の段階に応じた学びを充実することが必要。

3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校、家庭、地域は、それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、互いに連携・協力して教育に取り組むことが必要。また、教育行政は、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう総合的な施策を推進することが必要。

4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

県民一人ひとりがその生涯を通じて、生きがいを持って、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことが必要。

加東市は、平成18年3月20日に旧3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生し、平成27年で、合併10年目を迎えました。

全ての加東市民が地域に愛着と誇りを持ち「地域の担い手である子どもは地域で育てる」をめざし、学校園・家庭・地域が連携した協力体制により取り組むことが必要であり、人口減少や高齢化社会が到来する中で、社会全体の連携強化（横の連携）や世代間の交流・連携（縦の連携）がより一層重要なとなっています。

本市においては、平成23年3月、中期的（5年間：平成23年～27年度）な取組の考え方や具体的な施策について「第1期 加東市教育振興基本計画」を策定しました。

そして、学校教育を通じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を調和よく育成することや、社会教育における芸術・文化・スポーツ・教養など生涯学習の場を提供することなどに取り組み、第1期計画の実施内容を検証し、第2期（平成28年～32年度）の教育振興基本計画を策定するものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置し、地方公共団体の教育の目標や施策の根本的な方針である、教育に関する「大綱」を首長が策定することとなりました。

この大綱は、教育振興基本計画を参照することで、地方公共団体としての教育行政に関する方向性を明確にするものです。

『教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）』

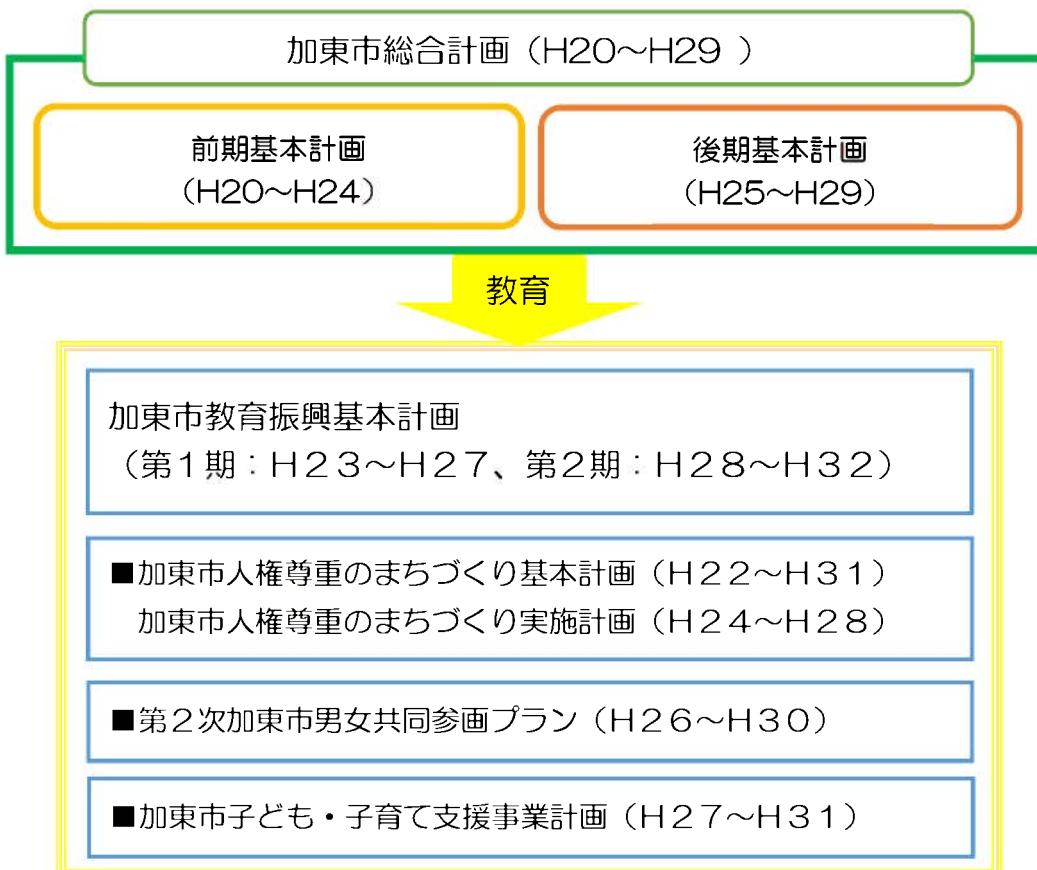
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の位置づけ

この計画の位置づけは、本市のまちづくりの総合的な指針となる計画である「加東市総合計画」の教育に関する部門別計画とし、学校教育や社会教育など、本市教育のめざすべき方向と、その実現に必要な施策を示すものです。



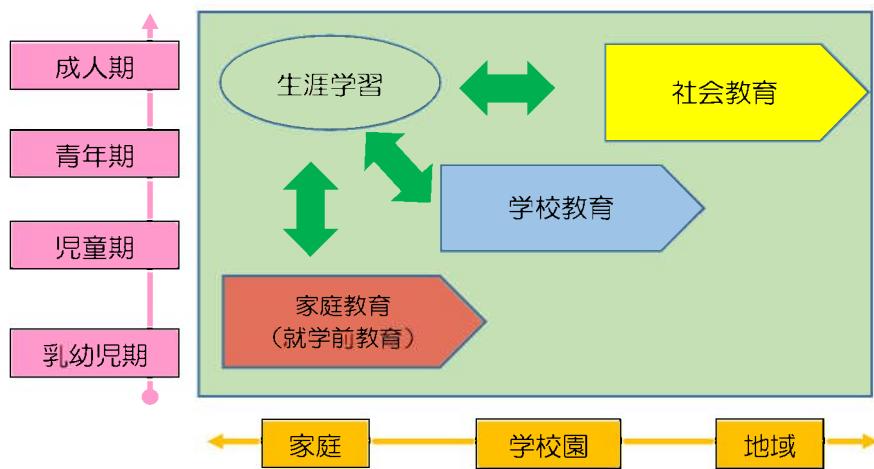
3. 策定体制

策定に当たっては、学識経験者及び教育関係者並びに各種団体代表や公募による委員などで構成する「加東市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、広く検討を重ねました。

また、パブリックコメントを通じて広く市民の意見を反映させました。

4. 計画の対象

学びは、幼年期から生涯続くべきものであり、家庭・学校園・地域がしっかりと連携・補完しながら進められることが重要であるとの認識のもと、就学前教育、小中学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を対象とします。



5. 計画の期間

この計画の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

	H18年度 ～	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
加東市総合計画 (基本構想)											
加東市総合計画 (基本計画)											
加東市教育振興 基 本 計 画											
加東市人権尊重の まちづくり基本計画											
加東市人権尊重の まちづくり実施計画											
加東市男女共同 参画プラン											
加東市子ども・子 育て支援事業計画											
教育基本法（改正）											
教育振興基本計画 (国)											
教育振興基本計画 (県)											

The diagram illustrates the timeline of various local government plans and their alignment with the five-year cycle from H28 to H32.

- 加東市総合計画 (基本構想):** Basic outline for H20~29.
- 加東市総合計画 (基本計画):** Divided into 前期 (H20~24) and 後期 (H25~29).
- 加東市教育振興基本計画:** Divided into 第1期 (H23~27) and 第2期 (H28~32).
- 加東市人権尊重のまちづくり基本計画:** Spanning H22~31.
- 加東市人権尊重のまちづくり実施計画:** Spanning H24~28.
- 加東市男女共同参画プラン:** Divided into 第1次 (H21~25) and 第2次 (H26~30).
- 加東市子ども・子育て支援事業計画:** Divided into two phases: H21~25 and H27~31.
- 教育基本法 (改正):** Amended in December 2006.
- 教育振興基本計画 (国):** First phase (H20) and Second phase (H25).
- 教育振興基本計画 (県):** First phase (H21) and Second phase (H26).

第2章 教育をめぐる現状と課題

第2章 教育をめぐる現状と課題

1. 現状と課題

(1)少子化・高齢化による人口減少

我が国における総人口は、1億2,693万9千人（H27）※¹となり、前年同月に比べ▲19万6千人（0.15%）の減少、1億2,751万人（H22）※²と比べ▲57万1千人と減少が続いている。

また、65歳以上の老人人口は、3,349万1千人（H27）※¹で、前年同月に比べ+100万6千人（3.10%）と増加、2,900万5千人（H22）※²と比べ+448.6万人と増加が続いている。

反面、0歳から14歳までの年少人口は、1,617万2千人（H27）※¹で、前年同月に比べ▲15万2千人（0.93%）と減少、1,701万1千人（H22）※²と比べ▲83万9千人と減少し続けています。

平成32年の人口推計値※³は、総人口が1億2,659万7千人、65歳以上の老人人口が3,395万2千人、0歳から14歳までの年少人口が1,582万7千人と、今後も、人口減少社会が進行し、少子高齢化社会が進んでいくと予想されます。

加東市においても総人口は、39,613人（H27）※⁴と40,181人（H22）※⁵から▲568人と減少しています。

しかし、老人人口は、9,851人（H27）※⁴で、8,861人（H22）※⁵から+990人と増加しています。

なお、年少人口は、5,517人（H27）※⁴で、5,805人（H22）※⁵から▲288人と減少が続いている。

※1:平成27年4月1日現在[確定値](総務省統計局データ)より ※2:平成22年10月1日現在(総務省統計局データ)より

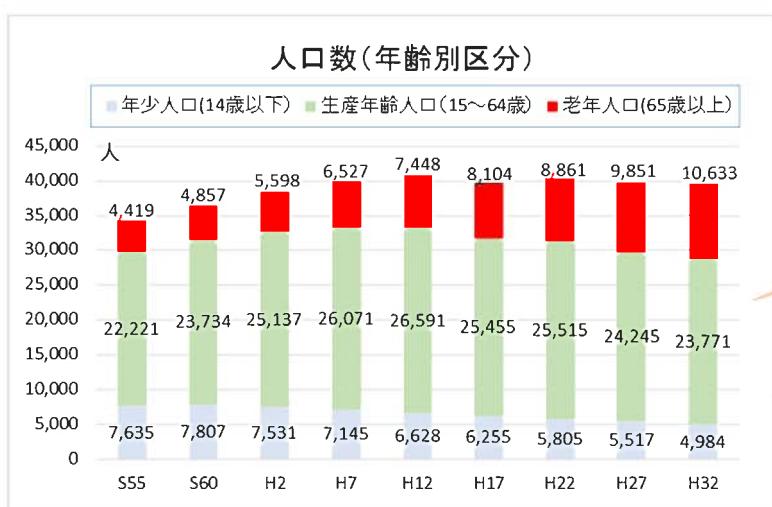
※3:総務省統計局 人口の推移と将来人口 より ※4:平成27年4月1日現在(住民基本台帳)より

※5:平成25年度加東市統計資料 人口推計、地区等別人口構造 より



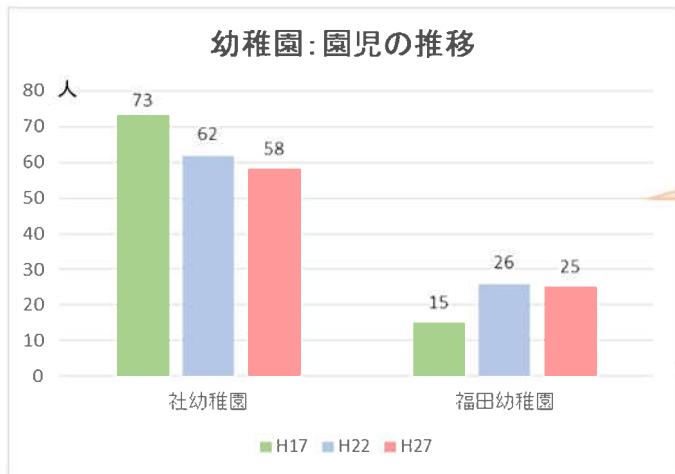
今後人口は減少していく
と予想されています。

- ・H27年分は、平成27年4月1日現在(住民基本台帳)より
- ・H32年分は、国立社会保障・人口問題研究所資料より

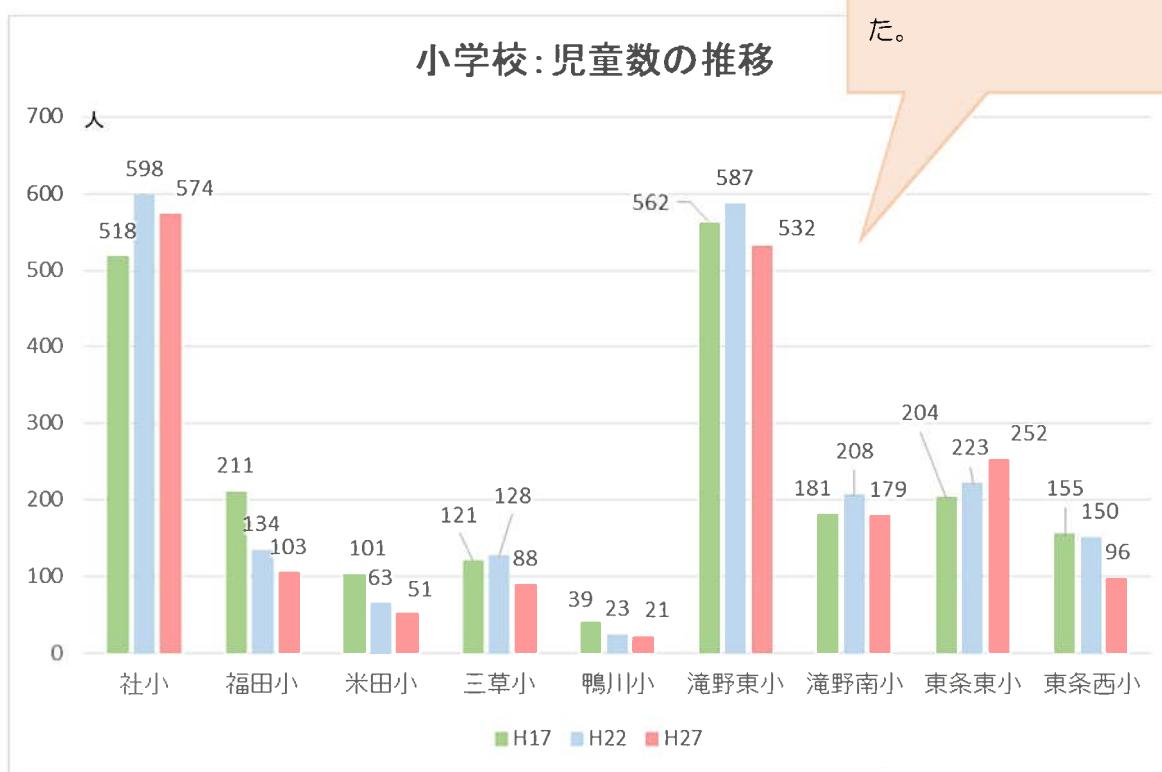


老人人口の伸びが、年少
人口の減少を上回ってい
ます。

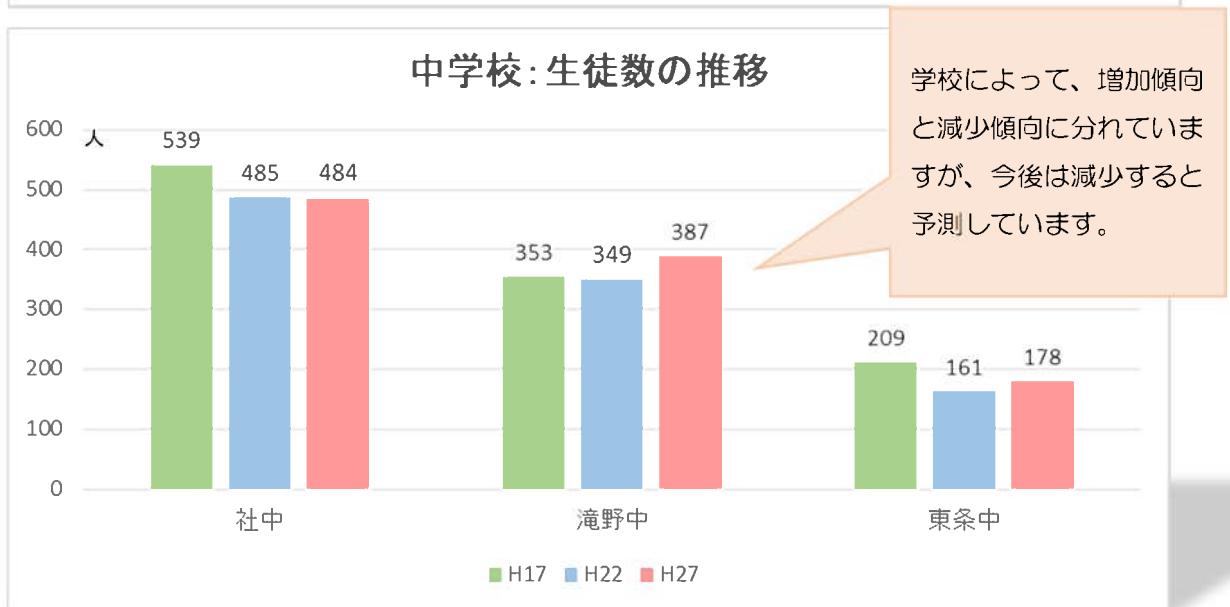
幼稚園の園児数、小学校の児童数、中学校の生徒数は次のとおりです。



定員の5割程度で推移しています。



多くの学校が減少傾向にあり、複式学級がある学校が2校になりました。



学校によって、増加傾向と減少傾向に分かれていますが、今後は減少すると予測しています。

(2)社会環境の変化

子どもたちを取り巻く社会環境は、変化し続けており、少子化・高齢化の進展からの経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大など、社会全体の活力低下への懸念があります。

そして、グローバル化の進展による、人・モノ・金・情報等の流動化や新興国の台頭等による国際競争力の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化が考えられます。

国際化の進展により、様々な国の人々と接する場合のコミュニケーション能力や国際感覚を養うことが求められています。また、国際社会に活躍の場を広げられる日本人を育てるため、民族や国籍が異なる人々の文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる社会づくりに貢献しようとする態度を養う必要があります。さらに、変化の激しい社会において主体的に生活できるよう、これまでの価値観に合わせ、新たな価値を創造できる能力を育成することも重要です。

生活習慣の多様化や核家族化から、子どもたちが学校外で群れ遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少し、家庭や地域で培ってきた他人を思いやる心、規範意識、道徳心、自立心などが失われつつある状況です。

子どもの社会性を育て、家庭や地域での学習を高めることで、社会全体でお互いに支えあう社会を築いていくことが求められています。

インターネットは、より高速なインターネット回線や、携帯電話、スマートフォン等の普及により、生活の隅々まで浸透しています。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニケーション手段が出現し、インターネット上での情報発信が一般的に行われるようになりました。

それに伴い、携帯電話やインターネットの不適切な利用による犯罪被害や、有害情報にさらされるトラブルが多発しています。特に、電子メールやSNS上での誹謗中傷などからいじめや暴力行為に発展する事例が後を絶ちません。

このような状況にあって、大人がネット社会の問題点を正しく理解し、子どもたちに人権尊重の視点をふまえた適切な情報モラルと活用能力を身につけさせ、高度情報化社会に対応できる力を育成する必要があります。

地球規模で温暖化が進行し、近年は、これまでにない異常気象による集中豪雨等、地球環境の悪化や大規模な自然災害を身近な危機として実感するようになりました。

また、世界人口の増加に伴い、将来的にはエネルギーや食料供給がひっ迫する可能性が高まる状況にあって、再生可能エネルギーの利用拡大や食料生産性の向上を図る必要があります。

このような状況にあって、子どもたちが環境についての理解を深め、命あるものと触れ合うことで、自然に対する畏敬の念や命を大切にする心を育む必要があります。

2. 本市教育の現状と課題

(1)これまで取り組んできた学校教育

①確かな学力の定着

少子高齢化・グローバル化・高度情報化など社会状況や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、学校園に対する期待や責任が大きくなっています。

平成27年3月に実施した「加東市総合計画（後期基本計画）推進に関するアンケート調査」の結果（以下、「アンケート調査結果」という。）では、「児童・生徒の基礎学力の習得及び社会への適応能力」について、「重要である」及び「やや重要である」と答えた市民は6割を超え、市民の関心の高さが表れています。取組への満足度については、「満足」及び「まあ満足」が10%程度に留まっており、今後のさらなる取組推進が求められています。

本市では、学力向上プロジェクト委員会において、全国学力・学習状況調査結果の分析をもとに、学習指導の工夫・改善について研究を行い、調査結果の分析により明らかになった思考力・判断力・表現力等の育成などの課題解決に向け、毎年、指導実践事例集を作成し指導方法の工夫改善を進めました。また、新学習システムによるきめ細やかな学習指導を推進するとともに、長期休業中の「加東スタディライフ」を全小中学校で実施したり、学習チューター派遣事業により、幼小中学校に教員を志す大学生を派遣し、学習のつまずきへの早期対応を図ったりするなど、児童生徒の学習意欲の向上と個に応じた学習指導の充実に努めてきました。

写真
新学習システム

教育研究所員会ではICT教育推進のため、教育委員会の共通フォルダ内にデジタル教材等を蓄積するシステムを充実させるなど、環境づくりを進めてきました。また、ICT活用に関する最新の情報に注視し、今後のICT機器の整備・活用の方針を研究冊子にまとめ各校に発信し、その役割を果たしてきました。

特別支援教育では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて、各学校園において必要な合理的配慮提供の準備を進めてきました。特別支援学級に在籍する児童生徒の支援を充実するため介助員の配置を行い、通常学級に在籍するLD・ADHD等、発達障がいのある幼児児童生徒への対応のため、キッズアシスタント、スクールアシスタントの配置や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備に努めてきました。また、兵庫教育大学との共同研究に取り組み、その充実を図りました。

今後も、個に応じた学習指導の充実を図り、基礎的学力の定着とともに思考力、判断力、表現力を高める授業づくり、ICT（情報通信技術）を活用した授業改善に努めていきます。

②豊かな人間性の育成

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、環境体験事業（小3）、自然学校（小5）、青少年芸術体験事業（中1）、トライやる・ウィーク（中2）など、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動を実施しました。

道徳教育の充実については、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上、道徳の時間における兵庫県版道徳教育副読本や文科省「わたしたちの道徳」の活用、道徳教育推進教師を中心とした校内の指導体制の充実や教員の指導力向上に取り組みました。

地域の歴史、伝統、文化に対する児童生徒の関心や理解を深めるための取り組みとして、地域教材「わたしたちの加東」（小学校）、「わたしたちのふるさと加東市」（中学校）を活用した授業や、「加東遺産めぐりの旅（小4）」を実施しました。

これらの取組を通して、児童生徒の豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、人間関係を築く力、主体的に判断し適切に行動する力、地域への愛着の心を育んできました。

しかし、少子化や科学技術の進展等、社会の変化に伴って、子ども同士が関わり合う機会や生活上の困難を克服する体験の機会が減少し、自己有用感に基づく自尊感情や忍耐力の育成が依然として課題となっています。

今後は、道徳の教科化を踏まえつつ、引きつづき道徳学習と体系的な体験活動を両輪としながら、全ての教育活動を通して、豊かな人間性の育成に取り組みます。

なお、アンケート調査結果では、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実」について「満足」及び「まあ満足」と答えた市民が減少しており、保護者や地域住民と協働した取組の充実を図っていく必要があります。

③健康体力づくり

児童生徒の体力・運動能力の向上を図るために、系統的・計画的な体育・保健体育の授業を展開するとともに、小中連携教育の一環として、中学校教員による小学生への出前授業を実施しました。また、外部指導者派遣事業により、専門性の高い地域指導者を活用し、中学校における運動部活動の安全性と技術指導の向上を図ってきました。

一方、全国体力運動能力調査（文部科学省）の結果からは、運動能力と運動習慣の相関が高いことや運動習慣の二極化が指摘されています。また、中学校の部活動では、教員の世代交代や専門性の有無等部活動顧問を巡る課題があり、指導技術や教育的な意義等を若い教員に伝えていく必要もあります。しかし、部活動自体が教職員の多忙化の一因となっているとの指摘もあり、生徒の多様なニーズへの対応や安全性の確保等の必要性から、引き続き外部指導者の活用等対応に努めています。

子どもたちの望ましい食習慣の形成を図るため、毎年市内2校を食育推進指定校に指定し、栄養教諭や栄養士を有効に活用するとともに、地域の協力を得て、食材、食文化を体験的に学ぶ食育を進めてきました。今後は食育推進指定校以外の学校でも、地域の食材の活用と地域の人が活躍する取組を一層広げ、日常的な食習慣の形成に繋げることが必要です。

写真
加東遺産めぐりの旅

④安全・安心で信頼される学校づくり

学校教育の喫緊の課題の一つとして、不登校やいじめ問題への対応があります。加東市では、平成25年度より、従来の教員による観察法や面接法に加え、小学4年生以上のすべての児童生徒を対象にして、「hyper-QU」と「QU」のアンケートを実施し、質問紙法による児童生徒の内面理解に基づく生徒指導体制の充実に努めています。また、「加東市いじめ防止基本方針」や各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校と関係機関が組織的にいじめ問題に取り組む体制づくりを進めてきました。

写真
運動

不登校やいじめ問題に対しては、未然防止や、早期対応・早期解決が重要であり、スクールカウンセラー等を有効に活用した教育相談体制をより充実させが必要です。また、質問紙の結果を効果的に活用し（分析と具体的対策）、いじめの実態把握調査等今後も児童・生徒の実態把握に努めていきます。

安全安心な環境づくりにむけては、学校と地域や関係機関が相互に連携した防災訓練の実施や防災教育連絡会議の開催、学校における防犯教室・防犯訓練の計画的な実施、「子ども見守り隊」との連携及び通学路の点検や巡回パトロールを強化する取組等を推進してきました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な経験を踏まえ、防災教育副読本「明日に生きる」等を積極的に活用した防災教育の充実を通して、震災の教訓を適切に受け継いでいく取組を進めます。また、児童生徒が適切な判断、行動がとれるよう多様な被災場面を想定した防災訓練を実施するなど、各校の実態に応じたより実践的な訓練を実施していきます。

また、「開かれた学校づくり」を一層進めるため、学校オープンの実施、ホームページや学校だより等を通した教育活動等の情報の積極的な提供や、学校評価の結果の公表により、保護者・地域の人々と連携した教育活動を行ってきました。今後も学校・家庭・地域がより一層密接に連携するためにも、定期的かつタイムリーな情報発信に努めていきます。

さらに、安全・安心な教育施設等の整備として、緊急メール配信システムの導入、老朽化した学校施設の改修工事や小中学校体育館の天井照明耐震化工事などを実施しました。

今後も、安全・安心で快適な教育環境の充実に引き続き取り組んでいきます。

☆加東市総合計画（後期基本計画）推進に関するアンケート調査〔平成27年3月〕より

（1）取組の重要性と現状の満足度

問5. 現在、加東市が取り組んでいる施策又は取り組もうとしている施策について、その重要性と現状についての満足度をお聞きします。（項目ごとに○は1つずつ）

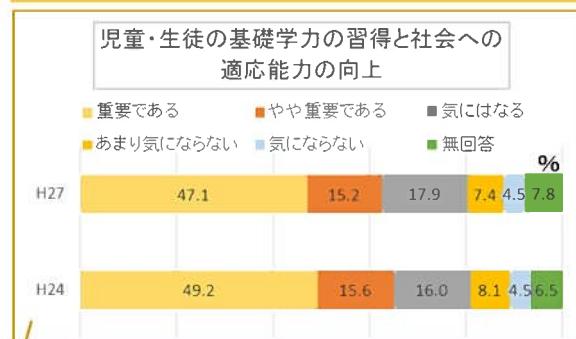
項目□重要性〔重要である、やや重要である、気にはなる、あまり気にならない、気にならない〕
□現状の満足度〔満足、まあ満足、普通、やや不満、不満〕

（補足説明）

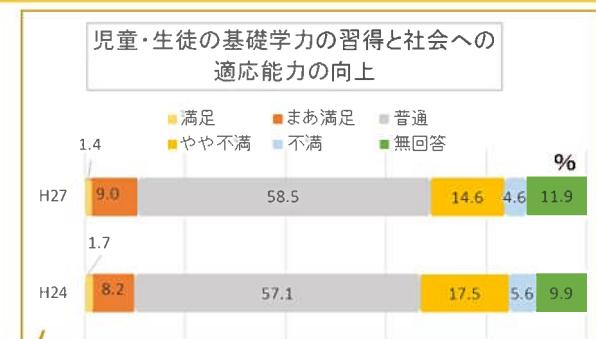
□重要性：〔あまり気にならない=あまり重要でない、気にならない=重要でない〕
□現状の満足度：〔普通=どちらでもない〕

※小数点以下第2位を四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがあります。

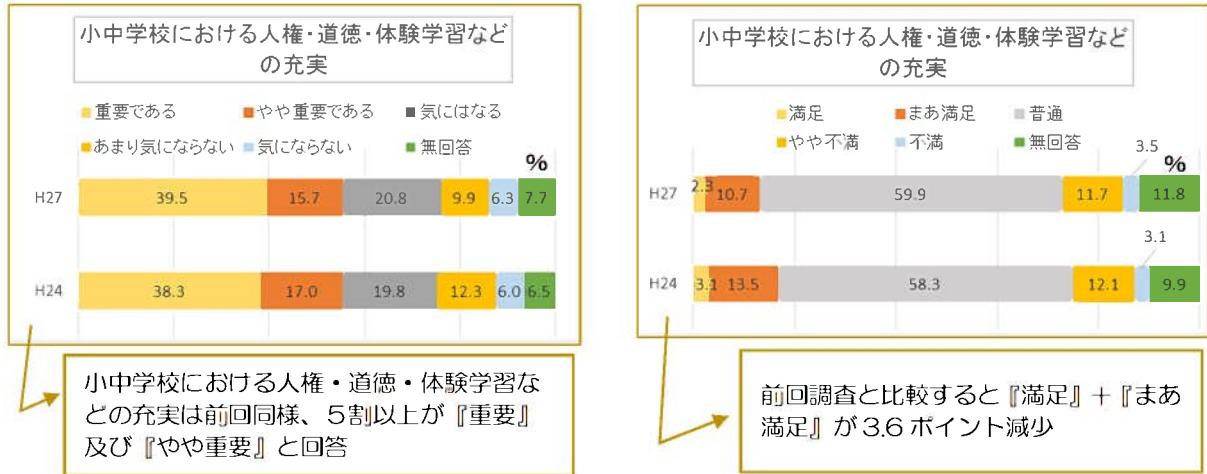
前期基本計画策定時の市民意識調査（平成24年実施）と平成27年実施結果を比較しました。



児童・生徒の基礎学力の習得と社会への適応能力の向上は前回同様、6割以上が『重要』及び『やや重要』と回答



前回調査と比較すると『やや不満』+『不満』が3.9ポイント減少



(2)これまで取り組んできた社会教育

①ライフステージに沿った生涯学習の推進

本市では、ライフステージごとの生涯学習に対するニーズを的確に把握し、そして創造・提供してきました。

子どもたちには、「小学生チャレンジスクール」や「こども教室」などの事業を行いました。

学校ではできない多種の体験を通して「人間力の育成」につながり、異年齢の集団の中で、いきいきとした子どもたちの姿とともに、それぞれの役割と責任、そして信頼関係で築かれた組織が出来上がりつつあります。

しかし、子どもたちの学習ニーズは、非常に多様なものであり、新たな魅力ある事業の創造を図るとともに、参加者の拡大に努めています。

成人学習では、「高齢者大学」や「文学講座」、「出前講座」等を開催し、多くの市民参加がありました。

また、連合婦人会や連合PTAなどの社会教育関係団体活動も支援し、地域の中で活躍できる人づくりにも貢献してきました。

そして、アンケート調査結果では、「生涯学習への支援」について「重要である」及び「やや重要である」が前回と比較して上昇しており、魅力ある事業へ充実を図る必要があります。

写真
高齢者大学

②生きがいを育む芸術・文化・スポーツ活動の推進

文化・芸術・芸能などの分野で、自己の研鑽や生きがいづくり、コミュニティの増進等を目的とするサークル活動を支援し、多種・多様な市民ニーズに応えられる生涯学習の受け皿として、環境を整えてきました。

幅広い芸術・文化活動は、市内のあらゆるところで、多くの機会に出会うことができ、いつでも触れられるまでに浸透しています。

公民館サークルや市文化連盟などの団体活動、公募美術展や文化祭などの文化事業、有名歌手や文化人を招いての多種多様なコンサート等、アマチュアにおける文化活動の振興とプロの技を通して、一般市民の文化意識の高揚を図ろうとする文化活動とが程よくマッチしています。

ただ、これからの文化活動においては「ボランティア精神と自立心の上に自己研鑽がある」という意識を定着させ、自立した文化活動を求めていくことが必要であり、個々の文化活動から市

全体の文化水準の向上へと結び付けていく方策を検討、実施していくことも重要です。

また、文化財の保護・活用の面では、地域に残る貴重な有形・無形の文化財を適正に保護し、あらゆる機会を活用して埋蔵文化財の発掘を推進し、地域の伝統、文化、誇りを守ってきました。

しかし、市民の地域文化財及び保護活動への関心は必ずしも高いとは言えず、これからも加東遺産の事業とともに、多くの機会をとらえて広報活動し、新たな保護活動を模索していく必要がります。

スポーツでは、「心身の健康の保持増進」、「コミュニティの育成」、「趣味・生きがい」等の目的別に、多種の事業を展開し、かつ、多くのスポーツ団体を支援して、それぞれの目的達成に向けて大きな役割を果たしてきました。

「地区親善ソフトボール大会」や「加東伝の助マラソン大会」等多くのスポーツイベントを開催していますが、参加者の意識格差（意欲的と義務的）は大きく、あらゆる事業において意識格差の解消や、広く参加者が集まる方策について検討が必要です。

そして、アンケート調査結果では、「芸術・文化に関する施策」や「スポーツ活動の支援」に関して、「重要である」と「やや重要である」が前回と比較し上昇していることから、今後、市民のニーズをより深く把握し、多くの人が参加できる施策を検討する必要があります。

写真
伝の助マラソン

☆加東市総合計画（後期基本計画）推進に関するアンケート調査〔平成27年3月〕より

（1）取組の重要性と現状の満足度

問5. 現在、加東市が取り組んでいる施策又は取り組もうとしている施策について、その重要性と現状についての満足度をお聞きします。（項目ごとに○は1つずつ）

項目□重要性〔重要である、やや重要である、気にはなる、あまり気にならない、気にならない〕
□現状の満足度〔満足、まあ満足、普通、やや不満、不満〕

（補足説明）

□重要性：〔あまり気にならない=あまり重要でない、気にならない=重要でない〕

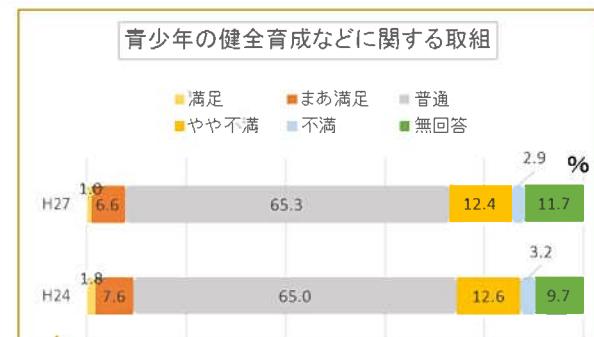
□現状の満足度：〔普通=どちらでもない〕

※小数点以下第2位を四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがあります。

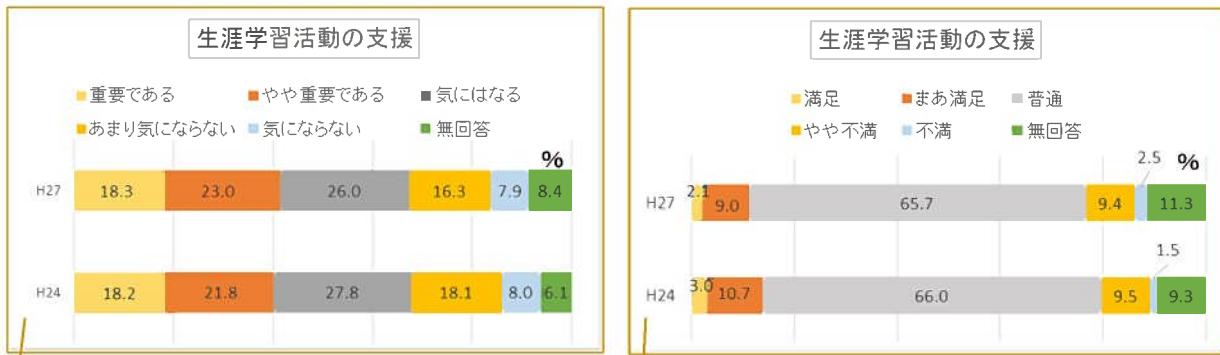
前期基本計画策定時の市民意識調査（平成24年実施）と平成27年実施結果を比較しました。



前回調査と比較すると、『あまり気にならない』+『気にならない』は2.2ポイント減少



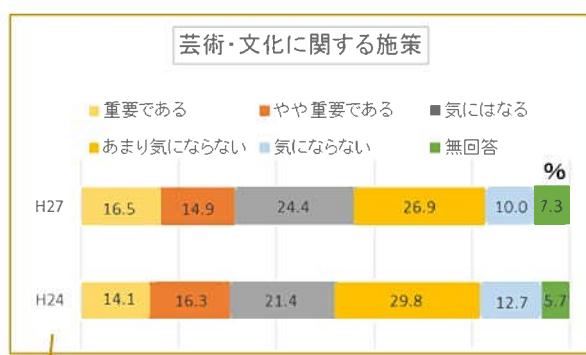
前回調査と比較すると、『満足』+『まあ満足』が1.8ポイント減少



前回調査と比較すると、『重要である』 + 『やや重要である』が1.3ポイント上昇しており、『あまり気にならない』 + 『気にならない』は1.9ポイント減少



前回調査と比較すると『満足』 + 『まあ満足』が2.6ポイント減少



前回調査と比較すると、『重要である』 + 『やや重要である』が1.0ポイント上昇しており、『あまり気にならない』 + 『気にならない』は5.6ポイント減少



前回調査と比較すると、『やや不満』 + 『不満』が4.1ポイント上昇



前回調査と比較すると、『重要である』 + 『やや重要である』が1.1ポイント上昇しており、『あまり気にならない』 + 『気にならない』は2.3ポイント減少



前回調査と比較すると、『満足』 + 『まあ満足』が1.9ポイント減少しており、『やや不満』 + 『不満』は2.0ポイント上昇

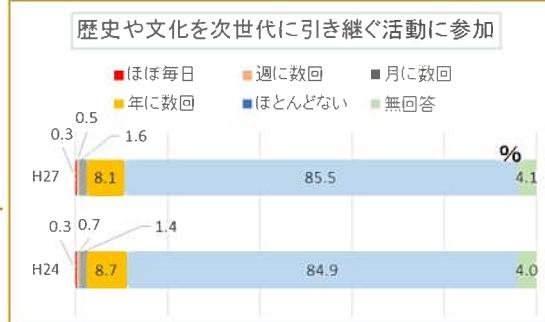
問6. あなたの日頃の行動や活動についてお聞きします。(項目ごとに○は1つずつ)
 項目〔ほぼ毎日参加している、週に数回参加している、月に数回参加している、年に数回参加している、ほとんどない〕



『週に数回参加している』が1.6ポイント上昇しており、『参加している』では3.4ポイント上昇

『週に数回参加している』が1.3ポイント上昇しているが、『年に数回参加している』は1.4ポイント減少しており、『参加している』ではほとんど変化はみられない

『参加している』は0.6ポイント減少



③安全・安心な社会教育・体育関係施設の提供

本市では、安心して芸術・文化・スポーツ活動ができる安全な環境を確保、提供するため、3公民館、3コミュニティ施設、1野外活動センター、3文化会館、6体育館、8グラウンド、滝野複合施設、明治館、加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷の施設の管理・運営に努めています。

体育施設の天井部材の耐震化調査と改修、防犯カメラの設置、14のスポーツ施設にAEDを設置するなど、安全・安心な環境を整えてきました。

平成27年度に策定した、「加東市公共施設の適正化に関する計画」に従い、存続する施設の適正な維持管理・運営に努めます。

④市立図書館の充実

市民の利用実態に見合った資料の収集を行ってきました。

図書館システムにより、パソコンや携帯電話での予約サービスを行い、より資料提供の効率化と蔵書の有効活用を図りました。

パソコンや携帯電話での予約の利用は、年々増加し平成 26 年度で 21,749 件となっています。

また、市内 9 小学校と連携し、「おとどけ図書館」として、司書が選書した本 100 冊を学校に届け、児童が図書に触れる機会の提供と、「おでかけ図書館」として、図書館の見学及び図書を借りる体験を行っています。

加東市 4 図書館の年度別貸出点数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間貸出点数	702,487 点	739,549 点	695,489 点	662,774 点
平成 23 年度 対比	—	+5.3%	-1.0%	-5.7%

年間の市民一人当たり貸出密度は、人口 4 万人未満の市立図書館設置自治体では加東市が 9 年連続日本一となるなど、加東市における図書館サービスは充実していると言えます。

しかし、貸出点数は平成 24 年度をピークに減少している状況です。

近年のインターネットやスマートフォン等の急激な普及に伴い、市立図書館に行かなくてもいろいろな情報が得られる時代となっていました。

今後は、「加東市公共施設の適正化に関する計画」に基づき 3 館体制とした場合の市民サービスの向上方策、市立図書館における情報提供のあり方、市民の憩いの場となる施設の活用方法が課題となります。

⑤生きがいと幸せを築き合う人間尊重のまちづくりの推進

本市は、これまで平成 12 年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念に基づき、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、さまざまな施策を展開してきました。

市主催の市民人権講座やセミナー、講演会はもとより、地域では、市人権・同和教育研究協議会による地区住民学習会や人権出前講座、市企業人権教育協議会の社員研修会など、充実した内容に努めてきました。

このように行政と市民が互いに手を取り合って、継続的・主体的・創造的に人権教育・啓発活動が活発に展開され、その結果、人権意識がかなり高まってきたが、今なお、差別や偏見がなくなったとは言えない状況です。

写真

企業人権教育

また、平成 25 年度に実施された「人権に関する県民意識調査」の結果によると、結婚相手が同和地区の人である場合、「自分の意志を貫いて結婚する」と答えた割合は、平成 20 年度に 19.0% だったものが平成 25 年度には 15.5% に減少し、「反対があれば結婚しない」や「絶対に結婚しない」と答えた割合は、平成 20 年度に 15.6% だったものが平成 25 年度には 17.0% に増えています。このように、自分の意志を貫いて結婚すると言い切ることのできる若い世代が少なくなっている傾向は本市でも見られ、差別意識の解消や人権侵害などに対する市の役割は、今後ますます

す重要となります。

また、近年では、都市化、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化などにより、育児不安の広がりやしつけに対する自信喪失、過保護や過干渉、放任といった家庭の教育上の問題や、さらに、女性に対する暴力や子どもや高齢者に対する虐待などが深刻化し、インターネットを悪用した誹謗中傷などが後を絶たない状況です。

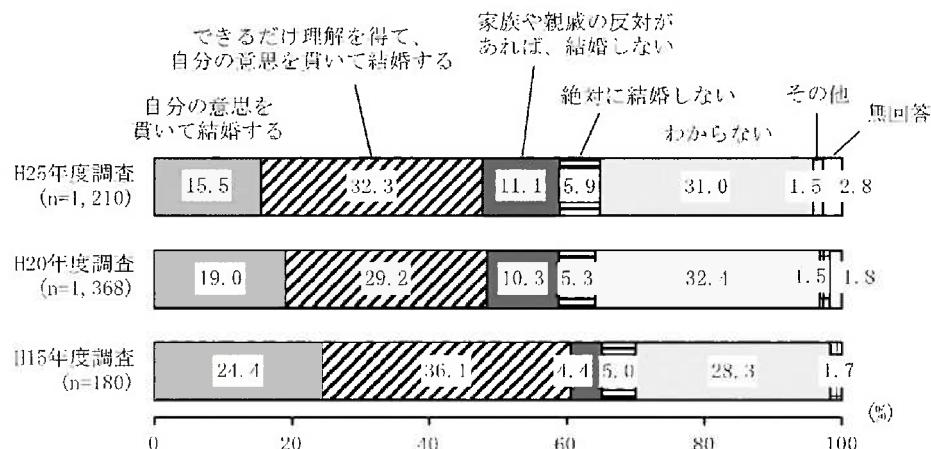
また、「加東市総合計画（後期基本計画）推進に関するアンケート調査」の結果でもわかるように、新たな人権問題も発生しています。

このような状況の中で、本市では平成22年3月には「人権尊重のまちづくり基本計画」を策定し、さらには平成20年4月に策定した「男女共同参画プラン」を平成26年3月には「第2次男女共同参画プラン」に改定するなど、社会の変化とともに起こる人権課題にも的確に対応しながら、人権が尊重される社会づくりに努めています。

◎ 県民の人権意識 一平成25年度 人権に関する県民意識調査結果の概要一
(兵庫県・公益財団法人 兵庫県人権啓発協会) より

問17-2 結婚についてお聞きします。

(1) たとえば、あなたが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。(○は1つだけ)

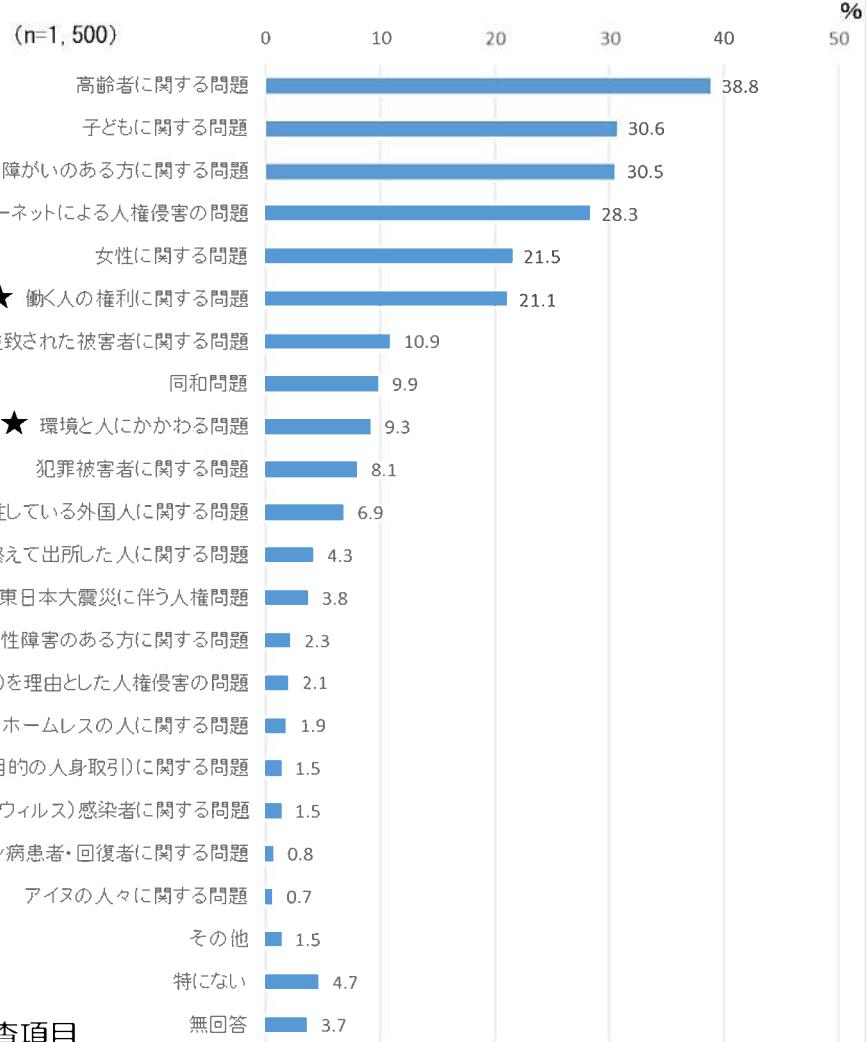


※H15年度調査は未婚者対象

問.

私たちの日常生活には、人権に関わるいろいろな問題があります。あなたがとくに関心のあるものはどれですか。（○は3つまで）

関心のある人権問題



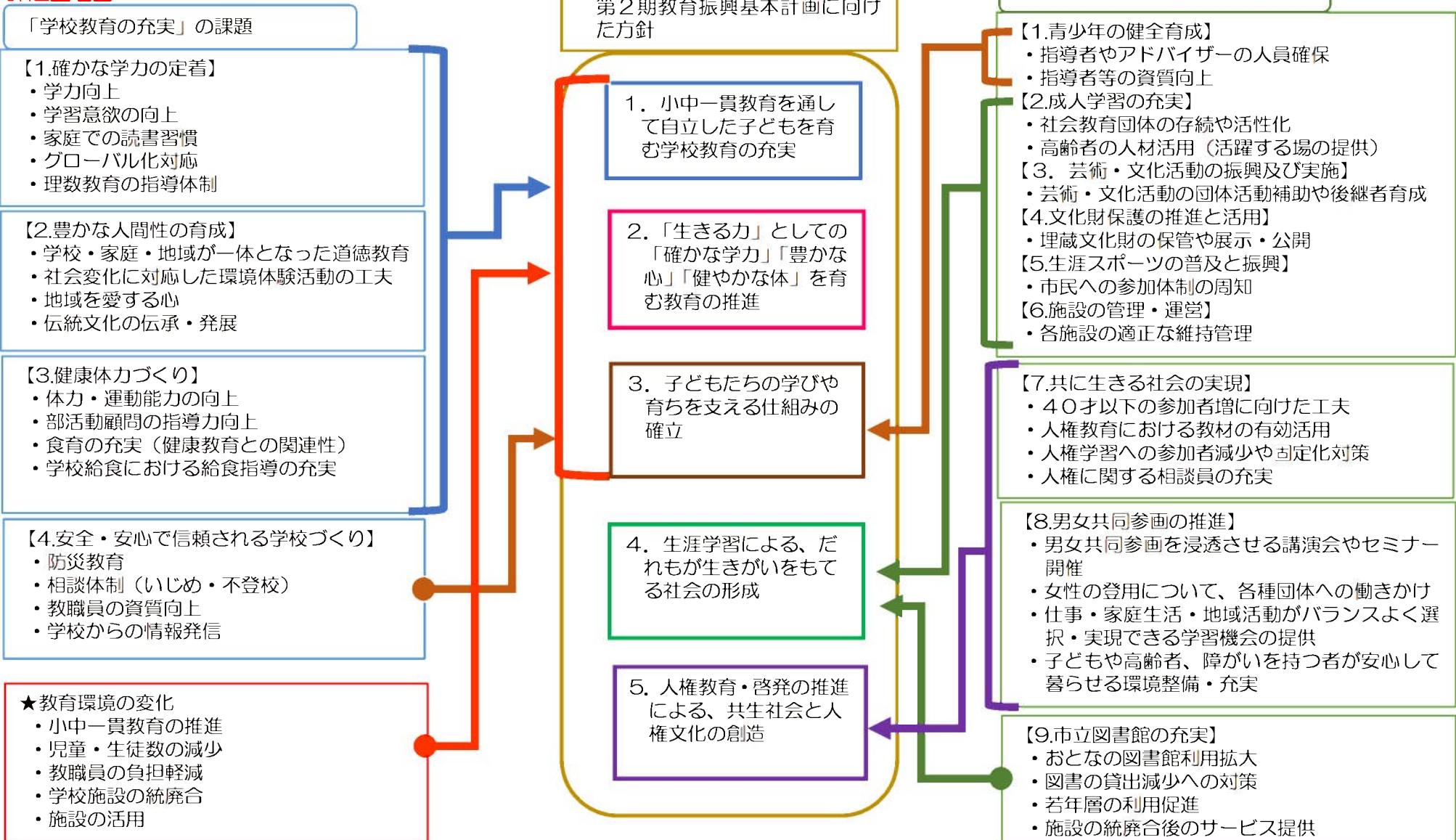
★新たに追加された調査項目

関心のある人権問題では、『高齢者に関する問題』が38.8%で最も多く、次いで『子どもに関する問題』が30.6%。『障がいのある方に関する問題』が30.5%、『インターネットによる人権侵害の問題』が28.3%、『女性に関する問題』が21.5%、『働く人の権利に関する問題』が21.1%と続いている。

3. 課題の整理

第1期教育振興基本計画（平成23年策定）で取り組んだ施策について、教育環境の変化に伴い、生きる力に関する内容を整理し直し、取り組むべき方針としました。

課題整理図



第3章

加東市の今後の教育

—総論—

第3章 加東市の今後の教育 ー総論ー

1. 基本理念

第1期教育振興基本計画に基づき、「【人間力の育成】 -学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！-」を図るため、本市がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、第2期計画についても、引き続き加東市の教育の基本理念を次のとおりとします。

【人間力の育成】

-学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！-

人間は、自らの学びや他者との学び合いによって、心身共に成長するものです。

人間何歳になっても、「新しいことが分かった」「できた」など自分が変わるところに、学ぶことの喜びや生きがいを感じるものであり、それがひいては、生涯をとおして学び続ける意欲を高めます。

大人や子どもが共に学ぶ市民の学びをとおした「生きがい」づくりを目指し、市民の「人間力」の向上を図っていくことは、学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市の実現に繋がっていくものと考えています。

「人間力」とは ~「人間力戦略研究会報告書（平成15年4月内閣府）」より~

■定義

「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義した造語です。

■構成要素の具体例

- ①「基礎学力（主に学校教育を通じて修得される基礎的な知的能力）」、「専門的な知識・ノウハウ」を持ち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」、「創造力」などの知的能力的要素
- ②「コミュニケーションスキル」、「リーダーシップ」、「公共心」、「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力」などの社会・対人関係力的要素
- ③これらの要素を十分に發揮するための「意欲」、「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」などの自己制御的要素

などがあげられ、これらを総合的にバランス良く高めることが、人間力を高めることとなります。

本市では、平成21年度から「人間力の育成」を目指し、幼児から高齢者に至るまでの教育を推進してきました。

【学校教育】

学校園では、子どもたちに、確かな学力の定着、他者とのかかわりの中で思いやりや命を大切にする豊かな人間性の醸成、健やかな体を育成する教育に取り組み、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の「生きる力」をバランスよく育成します。学校教育における「人間力」とは、この「生きる力」の理念と合致するものです。

本市では、「生きる力」を基礎として「ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもの育成」を目指します。

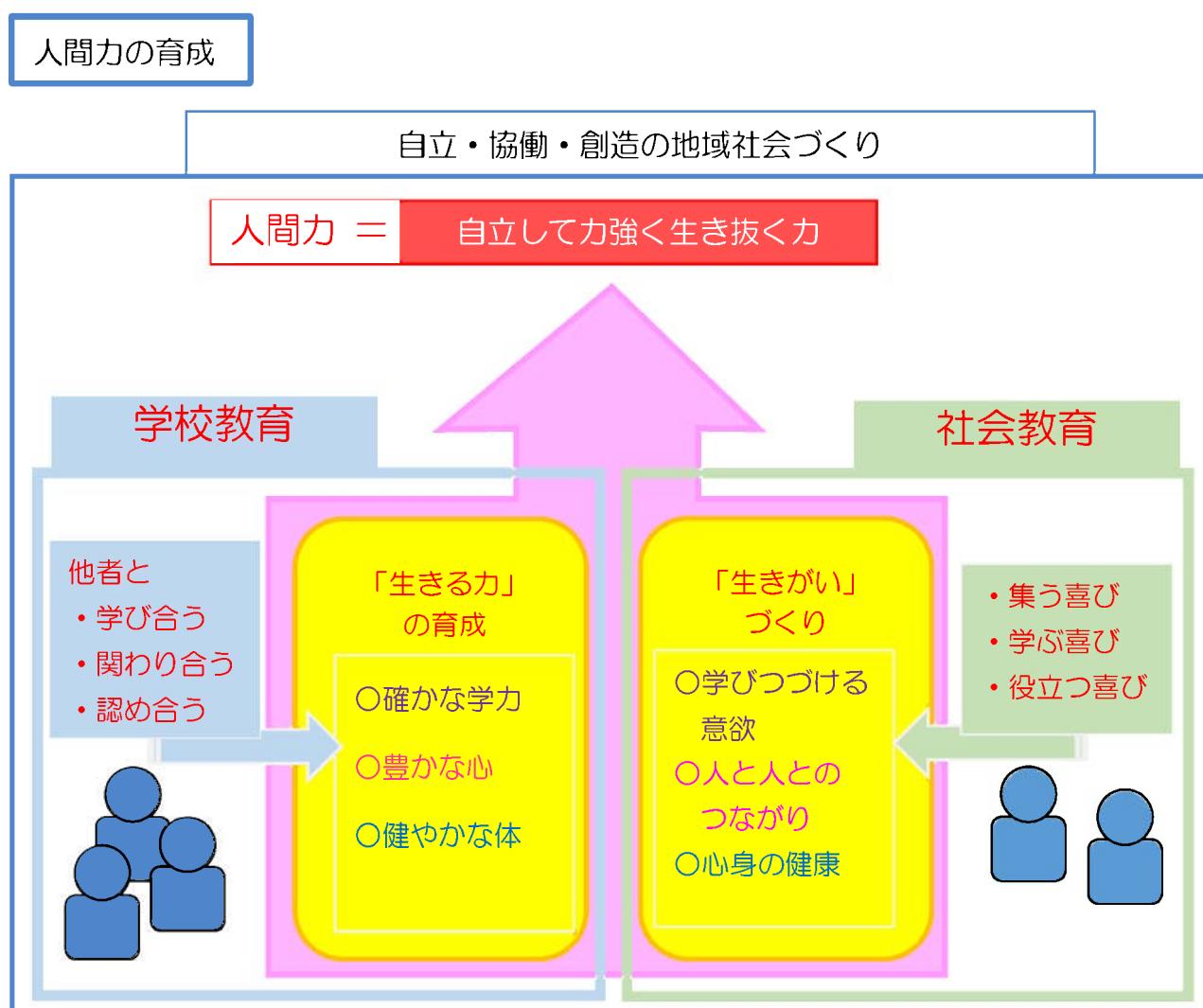
【社会教育】

社会教育における「人間力」の育成とは、市民一人ひとりが心身の健康を基礎として、自立・協働・創造といった健全な社会を維持していくための力を、生涯を通じて修得しようとする態度を育て、「生きがい」づくりを行うことです。

地域社会や各種団体、サークル等における学習やスポーツの活動、各種研修会等を通して、心身の健康の保持増進と学ぶ喜びを感じる機会を提供し、生涯にわたって学び続ける意欲を培います。また、人と人とのつながりの中で、人間一人ひとりの価値を認識するとともに、他人を思いやる心を醸成することで、共生社会の実現を目指します。

そのため、教育行政として、市民のニーズを把握し、①市民が集う、②人間性、個性が高まる、③健康が維持・増進できる、④他人に役立つ、の4つをねらいとして各種の事業に取り組んでいきます。

イメージ図



2. 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を定め、それぞれについての基本的認識や方向性について考え方を示します。

基本方針 1. 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実

日々激変する社会状況の中、学力の定着、自尊感情の向上、運動の習慣化や心身の健康保持・増進など学校教育を巡る課題も複雑・高度化しています。

このことに対応するため、各学校においては、子どもの実態に即して授業形態を工夫したり、地域と連携した体験活動の充実を図ったりして、特色を生かしたきめ細やかな教育活動を実施しています。しかし現在、本市においても少子化が進む中、単学級や学級の小規模化等が進んでおり、量的・質的な学習内容の充実、発達段階の早期化、小学校から中学校への円滑な接続、少子化や家庭・地域の変化に伴う社会性の育成等学校教育を巡る大きな課題に対する、さらなる対応が必要となっています。

そこで、未来を生きる子どもたちの新たな教育のあり方として小中一貫教育を推進し、各教科をはじめ、運動会や体育祭などの学校行事、道徳等の教育活動すべてにおいて、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行い、義務教育9年間を通して自立した子どもを育みます。

そして、平成33年度の小中一貫校の開校にむけ、児童生徒が学校生活を円滑にスタートできるような取組に合わせ、保護者や地域住民との連携の一層の強化や教職員の過度な負担の軽減を図っていく必要があります。

基本的方向 (1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援

- ①体験活動を通して職業観、勤労観を培う進路指導の充実
- ②家庭や地域との連携した系統的なキャリア教育の推進

基本的方向 (2)グローバル化に対応した教育の推進

- ①外国人留学生との交流等による国際理解教育の推進
- ②英語教育の充実
- ③ＩＣＴ機器を活用したプレゼンテーション活動の充実

基本的方向 (3)地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進

- ①地域人材や地域資産を活用した、地域に学ぶ「ふるさと学習」の実施

基本的方向 (4)小中一貫校開校にむけた適切な準備

- ①小中一貫校開校にむけた児童生徒の交流活動と教職員研修の計画的な実施
- ②地域独自の課題を検討するための「小中一貫教育地域推進協議会」等の設置

基本方針 2.「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進

子どもたちに、心身ともに健康で、幅広い知識と教養や豊かな情操と道徳心を身につけさせるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「生きる力」をバランスよく育成することが大切です。

「確かな学力」が確実に身に付くように、指導方法の工夫改善を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。

また、家庭や地域と連携した体験活動等を取り入れた教育活動を実施し、子どもたちに人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度など、「豊かな心」を育成していきます。

さらに、子どもたちの体力・運動能力の低下や運動習慣の二極化が指摘される中、「生きる力」の基盤となる「健やかな体」を育成することが重要であり、学校だけでなく家庭や地域社会との連携を図りながら、発達段階に応じた体育、健康教育や食育を推進します。

特別な支援を必要とする子どもたちの可能性をさらに伸ばし、その子に応じた自立・社会参加に必要な力を育むため、関係機関との緊密な連携を図るネットワークの構築を進めます。障がいのある子どもの自立と社会参加を促し、地域社会の一員として生きる力を育むため、自然や地域社会とのふれあい等の体験活動を推進するとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習を計画的・組織的・継続的に実施し、相互理解を深めます。

日常的に小中学校教員が児童生徒を見守り支え、情報を共有することで9年間一貫した生徒指導の新たな体制により、生徒指導上の問題の未然防止と早期対応を目指します。

基本的方向 (1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

- ①効果的な授業形態の展開
- ②家庭学習の習慣化
- ③理数教育の充実
- ④特別支援教育の充実
- ⑤就学前教育の充実

基本的方向 (2)自尊感情や思いやりの心の醸成

- ①発達段階に即した系統性のある体験活動の実施
- ②異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施
- ③家庭や地域と連携した道徳教育の充実

基本的方向 (3)心身の健康増進・個性の伸長

- ①小中学校教員の情報共有による一貫した生徒指導の充実
- ②発達段階に応じた学校行事の実施
- ③運動の習慣化と健康教育の充実、地域と連携した食育の推進

基本方針 3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

学校、家庭、地域は、それぞれが子どもたちの成長に関わる当事者として、責任と役割を果たし、互いに連携・協力して、子どもたちの教育に取り組むことが重要です。

そのためには、信頼される学校づくりを実現することは不可欠であり、校長のリーダーシップのもと、教育課題に対して迅速かつ組織的に対応するとともに、保護者や地域に対して積極的に情報公開を行い、説明責任を果たし、開かれた学校づくりを進めることが重要です。

このため、教職員には、子どもが抱える問題や多様化する保護者の要望に適切に対応するとともに、教育の専門家として実践的な研修等を通じて教職員一人ひとりが資質向上に努めることが求められています。学校評価等を通じて、開かれた学校づくりを進めるとともに、小中一貫教育を推進することで教職員の協働体制を確立し、学校の組織力の向上を進めます。

また、子どもたちの登下校の安全確保も含めて、学校生活を安全・安心に送れるよう計画的に適切な学習環境の整備・充実を図ります。

子どもたちは、学校・家庭・地域など様々な場で、多くの人との交流を通して学び成長していきます。子どもたちが多様な体験や交流を経験し、豊かな成長が遂げられるよう、学校・家庭・地域が連携・協力し、一体となって子どもたちの教育に取り組むことが大切であり、今後も広範な人々の参画を得た取組を進めていきます。

教育の出発点は家庭です。保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し、道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を確立することは、「生きる力」を育成する上で重要な役割を担っています。教育の原点である家庭教育の自主性を尊重しつつ、すべての保護者が自信を持ち、安心して子育てができるよう、さまざまな教育活動をとおして、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

また、学校就学前の子どもたちの学びや育ちについても、「加東市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年～31年度）に基づき、さまざまな支援を行っていきます。

基本的方向 (1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

- ①計画的・継続的な教職員研修の実施
- ②保護者や地域の人々に開かれた学校づくり
- ③教職員の円滑な職務遂行のための職場環境の整備

基本的方向 (2)安全・安心で信頼される学校づくり

- ①保護者や地域住民を巻き込んだ学校行事の積極的な実施
- ②子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れる環境づくり
- ③学校教育施設や教材等などの教育環境の整備

基本的方向 (3)子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり

- ①家庭・学校・地域と社会教育関係機関が一体となった環境づくり
- ②子どもと子育て家庭を支える仕組みづくり

基本的方向 (4)家庭の教育力の向上

- ①親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくり

基本方針 4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

市民一人ひとりが、健康で生涯を通じて、生きがいを持ち、芸術・文化・スポーツ・教養などの社会教育・生涯学習の場で、様々な学びの機会を得ることは生きる喜びや感動をもたらし、豊かな心、人間力を育成します。

そして、それぞれが趣味を楽しみ、教養を高めることで生きがいを見いだし、学習した成果を生かして地域社会の課題解決等に生かせるよう社会教育・生涯学習の振興に取り組みます。

また、スポーツは、健康を増進し、人生を豊かにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものであり、市民誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境整備に努めます。

高齢者人口が益々増加する現状にあって、高齢者を一律に扱うことなく、その意欲態度に応じた社会参加の場を提供することが重要であり、可能な限り社会の一員として社会参加し又は様々な学びの成果をより地域社会に還元・貢献できる場の提供に努めます。

基本的方向 (1)生涯を通じた学びの機会・場の提供

- ①各年代に応じた学習
- ②社会教育関係団体の支援
- ③芸術・文化活動の振興
- ④芸術・文化団体の支援

基本的方向 (2)文化財保護の推進と活用

- ①文化財の保護・発掘及び活用

基本的方向 (3)生涯スポーツの普及と振興

- ①生涯スポーツの振興とコミュニティづくり
- ②スポーツ団体の支援

基本的方向 (4)社会教育・体育関係施設の管理・運営

- ①社会教育・体育関係施設の管理・運営

基本的方向 (5)市立図書館の充実

- ①資料提供・情報提供の充実
- ②魅力ある蔵書の整備・充実
- ③図書館利用の推進

基本方針 5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

人権教育及び人権啓発の推進にあたっては、「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」(平成22～31年度)に基づき、同和問題を人権問題の重要な柱に据えて、さまざまな人権にかかわる課題の解決に向けて、計画的・総合的に取り組みます。

また、「第2次加東市男女共同参画プラン」(平成26～30年度)に基づき、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、性別にかかわりなく個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる協働のまちづくりに取り組みます。

基本的方向 (1) 豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発

人権施策の基本理念

(1) 「ひとごと」から「わがこと」へ

すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

(2) 共生による「人権文化」の創造

暮らしの中で、すべての市民がお互いの価値観の違いや多様性を認め合い、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。

(3) 協働と連携による「人権のまちづくり」

地域や家庭のきずなを大切にし、行政、教育、NPOなど、さまざまな機関、団体が人権問題の解決に向けて有機的に連携できる社会をめざします。

人権施策の方向性

- ①人権教育・啓発の推進 ②人権尊重の視点に立った行政の推進 ③人権教育の学習資料の提供
- ④人権教育指導者の充実 ⑤各種団体の人権学習への支援 ⑥相談支援体制の充実

基本的方向 (2) 男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり

男女共同参画の基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女がお互いにその人権を尊重し、男女の差別をなくし、ひとりの人間として個性と能力を発揮できる社会をめざします。

(2) 地域社会における制度又は慣行についての配慮

「男だから」「女だから」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動に参画できるように社会の制度や慣行に配慮しつつ、見直しを図ります。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、さまざまな方針の決定に参画できる社会をめざします。

(4) 家庭生活における活動と仕事・地域活動などの両立

男女が対等な家族の構成員として、お互いに協力して家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動などが両立できるような社会をめざします。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女がお互いの性差についての理解を深め、それぞれの意思が尊重される環境のなかで、だれもが生涯を通じて健康な生活を送ることをめざします。

男女共同参画の基本目標

- ①人権尊重と男女共同参画の意識づくり ②あらゆる分野へ参画できる機会づくり
- ③男女がともに豊かに働く環境づくり ④だれもが安心して暮らせる地域づくり

【施策体系】

基本方針	基本的方向	実施計画（施策項目）				
1. 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実	(1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援	①体験活動を通して職業観、勤労観を培う進路指導の充実	②家庭や地域との連携した系統的なキャリア教育の推進			
	(2)グローバル化に対応した教育の推進	①外国人留学生との交流等による国際理解教育の推進	②英語教育の充実	③I C T機器を活用したプレゼンテーション活動の充実		
	(3)地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進	①地域人材や地域資産を活用した、地域に学ぶ「ふるさと学習」の実施				
	(4)小中一貫校開校にむけた適切な準備	①小中一貫校開校にむけた児童生徒の交流活動と教職員研修の計画的な実施	②地域独自の課題を検討するための「小中一貫教育地域推進協議会」等の設置			
2. 「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進	(1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成	①効果的な授業形態の展開	②家庭学習の習慣化	③理数教育の充実	④特別支援教育の充実	⑤就学前教育の充実
	(2)自尊感情や思いやりの心の醸成	①発達段階に即した系統性のある体験活動の実施	②異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施	③家庭や地域と連携した道徳教育の充実		
	(3)心身の健康増進・個性の伸長	①小中学校教員の情報共有による一貫した生徒指導の充実	②発達段階に応じた学校行事の実施	③運動の習慣化と健康教育の充実、地域と連携した食育の推進		
3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立	(1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上	①計画的・継続的な教職員研修の実施	②保護者や地域の人々に開かれた学校づくり	③教職員の円滑な職務遂行のための職場環境の整備		
	(2)安全・安心で信頼される学校づくり	①保護者や地域住民を巻き込んだ学校行事の積極的な実施	②子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れる環境づくり	③学校教育施設や教材等などの教育環境の整備		
	(3)子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり	①家庭・学校・地域と社会教育関係機関が一体となった環境づくり			②子どもと子育て家庭を支える仕組みづくり	
	(4)家庭の教育力の向上	①親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくり				
4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成	(1)生涯を通じた学びの機会・場の提供	①各年代に応じた学習	②社会教育関係団体の支援	③芸術・文化活動の振興	④芸術・文化団体の支援	
	(2)文化財保護の推進と活用	①文化財の保護・発掘及び活用				
	(3)生涯スポーツの普及と振興	①生涯スポーツの振興とコミュニティづくり	②スポーツ団体の支援			
	(4)社会教育・体育関係施設の管理・運営	①社会教育・体育関係施設の管理・運営				
	(5)市立図書館の充実	①資料提供・情報提供の充実	②魅力ある蔵書の整備・充実	③図書館利用の推進		
5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造	(1)豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発	①人権教育・啓発の推進	②人権尊重の視点に立った行政の推進	③人権教育の学習資料の提供	④人権教育指導者の充実	⑤各種団体の人権学習への支援
	(2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり	①人権尊重と男女共同参画の意識づくり	②あらゆる分野へ参画できる機会づくり	③男女がともに豊かに働く環境づくり	④だれもが安心して暮らせる地域づくり	⑥相談支援体制の充実

第4章

加東市のめざす方向と施策の取組

—各論—

第4章 加東市のめざす方向と施策の取組 一各論一

「人間力の育成」に向け、今後5年間で進めていく教育に関する施策について、基本方針ごとに方向性を示します。

基本方針 1. 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実

基本的方向 (1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援

①体験活動を通して職業観、勤労観を培う進路指導の充実 めざす方向

職業調べや就業体験等、系統性のある進路学習や体験活動を通して、職業観、勤労観を培うとともに、各発達段階に即して将来を見据えた進路指導を充実させます。

施策の取組

子どもたちが、自己の能力・適性、興味・関心、将来の進路希望等に基づき、自らの意思と責任において主体的に進路選択し、決定できる能力や態度を育成するため、生徒・保護者に対し、積極的な情報提供等各学校におけるガイダンス機能を充実します。

- 高等学校等学校説明会やオープン・ハイスクールへの参加促進
- 個に応じた進路指導の実施

②家庭や地域と連携した系統的なキャリア教育の推進

めざす方向

子どもたちが、社会とのつながりの中で自分自身を見つめ、自らの生き方や役割を考えることができるよう、家庭や地域と連携した9年間の系統的なキャリア教育を推進します。

また、防災教育、福祉教育、環境教育との関連を図りながら、家庭や地域と連携し、将来の生き方や社会の中での自分の役割について考えさせる教育を推進します。

施策の取組

夢や目標を持ち具体的な計画を立て、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考えさせる指導を系統的・継続的に推進します。

また、他者と協力・協働して社会に参画する態度や、自ら考え主体的に行動し、問題を解決する能力を育成するため、9年間を通して、家庭や地域と連携した多様な体験活動等を取り入れたキャリア教育を推進します。

- 地域の学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業
- 小中学校「キャリアノート」の活用

基本的方向 (2)グローバル化に対応した教育の推進

①外国人留学生との交流等による国際理解教育の推進

めざす方向

日本人としての誇りや日本の文化に対する理解をより一層深めるとともに、主体性・積極性、異文化理解の精神等の育成を図ります。

施策の取組

外国人留学生との交流等の国際理解教育の推進により、外国人と意欲的にコミュニケーションをとろうとする態度や異文化理解の精神の育成を図ります。

- 外国人留学生との交流 ■姉妹都市の小中学生との交流

②英語教育の充実

めざす方向

英語によるコミュニケーション能力を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた英語教育を推進します。

施策の取組

英語に慣れ親しむを中心とした英語活動を、小学校から実施します。中学校においては、市独自の「かとう英語ライセンス制度」、A L Tと一緒に英会話だけで活動する「加東わくわく英語村」等を実施し、より実践的な英語力の向上を図ります。また、外国語指導助手（A L T）とのふれあいや対話、討論等の機会を充実させ、小中連携を意識した英語教育の充実に取り組みます。

写真

外国語指導助手

- 外国語指導助手（A L T）を活用した授業の実施

- 小学校での英語活動の実施

- 「かとう英語ライセンス制度」（市独自のレッスンブックを活用した授業や検定制度）

- 「加東わくわく英語村」事業（A L Tとの交流活動）

③ICT機器を活用したプレゼンテーション活動の充実

めざす方向

I C T 機器を効果的に活用した授業を通して、発達段階に応じた情報活用能力をバランスよく育成する取組を行います。

また、児童生徒が正しく安全にインターネットを利用し、トラブルから自分を守ることができるように、学校・家庭・地域が連携して情報モラル教育を推進します。

施策の取組

「情報活用の実践力」「情報の科学的理解」「情報社会に参画する態度」を関連させた学習活動を展開し、発達段階に応じた情報活用能力をバランスよく育成する取組を行います。

また、学習参観日等に専門家を招聘し、情報モラルに関する最新情報の学習を通して、正しく安全にインターネットを利用する態度や能力を育成します。

さらに、日常的にI C T 機器を活用した授業の展開やインターネットを活用した学校間交流が可能となるよう、学校のI C T 環境を充実させるとともに、研修等を通して、教員のI C T 活用能力の向上を図ります。

- I C T 機器を活用した授業の充実

- I C T 環境の整備・充実

- 情報モラル学習の実施

- 情報教育に関する教員研修の充実

基本的方向 (3) 地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進

①地域人材や地域資産を活用した、地域に学ぶ「ふるさと学習」の実施

めざす方向

地域人材や教育資産を活用し郷土の歴史や文化等に触れる「ふるさと学習」の実施を通して、伝統や文化を尊重し郷土への愛着を深め、よりよい地域社会づくりに向けて主体的に行動できる力を養います。

施策の取組

地域の人、もの、ことを教材化し、新たに副読本として作成するとともに、ふるさと学習「かとう学」としてカリキュラムに位置づけ、各教科や総合的な学習の時間等、すべての教育活動で教科横断的に実施し、地域の課題を見つけ、解決しようとする態度や能力を育成します。

- ふるさと学習「かとう学」のカリキュラムづくり

- ゲストティーチャーの積極的活用

- 「かとう学」副読本の作成

基本的方向 (4) 小中一貫校開校にむけた適切な準備

①小中一貫校開校にむけた児童生徒の交流活動と教職員研修の計画的な実施

めざす方向

児童生徒が小中一貫校での学校生活を円滑にスタートできるよう、開校の準備段階から統合する小学校間や小中学校間の交流活動を計画的に実施していきます。

また、教育活動の直接的な担い手である教職員一人ひとりが、その理念や目指す成果をしっかりと理解し、すべての教職員が協働して取り組めるようにしていきます。

施策の取組

平成33年度の小中一貫校の開校に向け、平成28年度より社、滝野、東条の3地域内で各小学校児童（小・小連携）や小・中学生（小中連携）の交流機会を計画的に実施します。

また、過度な負担増に配慮しつつ、小・中学校教職員の意思疎通と共通理解を図る研修機会や人事配置を計画的、継続的に実施します。

さらに、小中一貫教育カリキュラムを早期に作成するとともに、試行を通じた見直しを十分に行うことで、児童生徒及び教職員が円滑に小中一貫校での教育活動に取り組めるよう努めます。

- 小学校間の児童交流、小中学校間児童生徒交流の計画的な実施

- 計画的、継続的な教職員研修の実施

- 小中一貫教育カリキュラムの早期作成と試行

- 個々の教職員の特性を生かした小中一貫校への適切な人事配置

②地域独自の課題を検討するための「小中一貫教育地域推進協議会」等の設置

めざす方向

小中一貫教育を推進するにあたり、地域関係者による推進協議会等を設置し、地域の実態に即した小中一貫校となるよう努めます。

施策の取組

社、滝野、東条の3地域ごとに地域住民や保護者、学校関係者等による「小中一貫教育推進協議会」を設置し、小中一貫教育推進にむけた各地域独自の課題を明確にします。

さらに、「小中一貫校開校準備委員会」を立ち上げ、各課題について地域ごとに検討を進めます。

- 社、滝野、東条の3地域ごとの「小中一貫教育推進協議会」の設置

- 小中一貫校開校にむけた「小中一貫校開校準備委員会」の設置

基本方針 2.「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進

基本的方向 (1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

①効果的な授業形態の展開

めざす方向

確かな学力が確実に身に付くように、指導方法の工夫改善を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。

施策の取組

小学校での教科担任制や中学校での複数指導の充実を図るとともに、協同的な学習による主体的な学びや少人数学習や個別指導による基礎基本の習得、グループや学級全体による思考力・表現力等を高める学習等、発達段階に即した効果的な授業形態を展開します。

- 学力向上プロジェクト委員会
- 「学習タイム」による漢字・計算等の学力補充
- 学習チーチャーの配置
- 少人数指導、同室複数指導

写真

学習チーチャー

②家庭学習の習慣化

めざす方向

全国学力・学習状況調査の本市の結果からは、家庭学習の時間・授業の予習や復習等、家庭学習における課題が見えています。児童の発達段階に応じた家庭学習の在り方について研究し、家庭学習の充実を推進します。

施策の取組

学習習慣の改善を図るため、長期休業中に学びの場所づくりを実施するとともに、質問や相談ができる体制づくりとして指導員を配置します。また、学習方法を示した手引きを小中学校で系統的に整理し、家庭学習の習慣化も含め、主体的に学ぶ子どもを育成します。

- 「加東スタディライフ」事業
- 「学習の手引き」の作成と活用

③理数教育の充実

めざす方向

全国学力・学習状況調査の本市の結果からは、算数・数学において習得した知識・技能を実生活に活用する能力に課題が見られます。科学技術の土台となる理科、算数・数学に対する興味・関心・知的好奇心等を喚起し、系統性を重視した理数教育を推進します。

施策の取組

小学校高学年からの新学習システムを活用した教科担任制や、専科教員による理数教育の充実、観察や実験等、理科授業の活性化を図り、教材や設備の充実することで、系統性を重視した理数教育を推進します。

理数への興味・関心、学習意欲を高めるために、中高連携や大学教員等の外部人材の活用を図ります。

さらに、科学技術や理科・数学の知識を競う各種大会への積極的な参加を促し、理数教育の充実・活性化に取り組みます。

- 小学校高学年での兵庫型教科担任制の実施
- 観察や実験のための教材・設備の充実
- スペシャリスト特別授業やゲストティーチャーを招へいした授業の実施
- 「数学・理科甲子園ジュニア」への参加促進

④特別支援教育の充実

めざす方向

特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培います。

施策の取組

インクルーシブ教育システム構築を見据えた障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに対応するため、サポートファイルや個別の指導計画等の活用による早期からの一貫した支援、共に学ぶことで、豊かな人間性を育む交流及び共同学習、保護者支援と啓発研修の充実に取り組みます。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ■ インクルーシブ教育システムの構築 | ■ 指導補助員（アシスタント・介助員）の配置 |
| ■ 就学指導、教育相談の充実 | ■ サポートファイル、個別の指導計画等の活用 |
| ■ 市民公開講座等による理解促進 | ■ 学校生活指導教員による通級指導 |

⑤就学前教育の充実

めざす方向

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図ります。

施策の取組

幼児期の教育の質の向上を図るために、計画的に環境を構成します。
また、豊かな体験活動を充実させ、遊びの創造と個性をのばす表現活動等を一層進めます。
認定こども園の運営開始にあたり、家庭・地域と連携した子育て支援の充実に努めます。
さらに、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るために、幼児と児童の交流や、教職員の合同研修を実施します。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ■ 幼稚園オープン | ■ 合同研修会（幼小、幼保） |
| ■ 未就園児の会 | ■ 子育て相談、子育て情報の提供 |
| ■ 認定こども園の開園に向けた協働体制の構築 | |

基本的方向 (2) 自尊感情や思いやりの心の醸成

①発達段階に即した系統性のある体験活動の実施

めざす方向

命を大切にする心や思いやりの心、自尊感情や規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を図るため、児童生徒の発達段階に即した系統性のある体験活動を推進します。

施策の取組

学校、家庭、地域の連携のもと、各種の体験活動を実施します。実施にあたって、児童生徒の自主性や協同性を培うことができる学習展開の工夫や、学んだことをその後の生活や学習に活かすための事後指導の工夫に努めます。

写真

自然学校

- 環境体験事業（小3） ■自然学校推進事業（小5）
- 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（中1）
- 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」（中2）

②異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施

めざす方向

様々な学年の児童生徒とかかわる機会を充実させ、人と関わる喜び、自己肯定感に基づく自尊感情、思いやりの心を醸成します。

施策の取組

「上級生や下級生と一緒に活動して楽しかった」「〇〇さんのような上級生のようになりたい」「誰かの役に立って嬉しかった」等の喜びや憧れの気持ち、自己有用感、思いやりの心等を育むことができるよう、児童生徒の発達段階に応じた様々な交流活動を実施します。

- 異年齢交流活動 ■縦割り班活動 ■ペア学年活動

③家庭や地域と連携した道徳教育の充実

めざす方向

道徳の時間が「特別の教科 道徳」（道徳科）となることを踏まえ、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、学校・家庭・地域が連携した取組をより一層推進します。

施策の取組

家庭や地域の理解や協力を得ながら道徳教育を推進するため、授業参観やオープンスクール等の機会を捉えて道徳の授業を公開したり、「兵庫県版道徳教育副読本」等を家庭で活用する機会を意図的に設定したりします。

さらに、道徳科の全面実施に向け、教員の指導力のより一層の向上を図るため、道徳科の授業や評価に関する研修を実施します。

- 「兵庫県版道徳教育副読本」等の家庭での活用
- 授業参観、オープンスクール等での道徳の授業公開
- 道徳科に関する研修の実施

基本的方向 (3) 心身の健康増進・個性の伸長

① 小中学校教員の情報共有による一貫した生徒指導の充実

めざす方向

小中学校教員が日常的に子どもたちを見守り、情報共有することで9年間の一貫した生徒指導を実践し、生徒指導上の問題の未然防止と早期発見・対応を推進します。

施策の取組

学校の教育活動全体を通じて、絆づくりを見据えた授業づくり・集団づくりにより、豊かな心や人間関係を構築する力を育成するとともに、日常的に全教員による児童生徒の観察と情報共有を行うとともに、質問紙法を用いた客観的なデータによる児童生徒の内面理解に基づく生徒指導を推進します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応チームが中心となっていじめの未然防止、早期発見・対応に向け、学校と教育委員会、福祉部等関係機関が連携した組織的な取組を推進します。

- 学級集団アセスメント事業 (hyper-QU、QU)
- 加東市いじめ防止基本方針 (学校いじめ防止基本方針)
- 不登校対策委員会 (小中連絡会)
- ネット見守り隊・青少年の相談の充実
- 加東市ネット見守り隊
- 北播磨地域ネット見守り隊連絡会

② 発達段階に応じた学校行事の実施

めざす方向

地域人材等を活用して、発達段階に応じた系統的な学校行事を実施し、個性や能力の伸長を図ります。

施策の取組

義務教育9年間を通じて、日常的な異学年交流や縦割り班活動による文化的・体育的行事を計画的に実施するなど、各発達段階に即して児童生徒一人ひとりの個性や能力を生かす機会を意図的に設定します。

- 学級、学年、縦割り対抗の各種大会
- 1／2成人式、6年生を送る会（小学校）、3年生を送る会（中学校）等

③運動の習慣化と健康教育の充実、地域と連携した食育の推進

めざす方向

子どもたちが、自らの健康の保持増進を図り、生涯を通じて主体的に食事、運動、休養及び睡眠等の調和のとれた健康な生活を送るための基礎を培う健康教育を充実します。

地元の特産品を含め地域の産業や自然、食文化への関心や理解を深めさせるため、地域食材を活用し、家庭や地域住民、高校等と連携した体験学習を取り入れ、食への感謝の心を養います。

施策の取組

生涯にわたって自身の健康を保持増進できるよう、運動の習慣化を図る取組を推進するとともに、保健指導等を通じて健康的な生活を送ろうとする態度や能力を育成します。

一方、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を計画的に実施し、低年齢段階から健康への影響を認識させ、誘惑に負けない態度を培います。

また、性に関する科学的知識や異性に対する正しい理解を深め、相手の人格を尊重した行動がとれるよう性教育の充実を図ります。

写真

給食の様子

学校給食では、「地産地消」を一層進め、食育推進指定校を中心として、家庭や地域住民、高校等と連携し、各学校において栄養教諭や栄養士を有効活用した食育を推進します。

H A C C P（ひょうご食品衛生管理プログラム認定）を受けている学校給食センターにおいては、今後も衛生的で安全な給食の提供に努めていきます。

- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育
- 性教育
- 「地産地消」の学校給食

- 学校における保健指導
- 食育推進校指定事業
- 学校給食センターでの体験学習

基本方針 3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

基本的方向 (1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

①計画的・継続的な教職員研修の実施

めざす方向

教職員が、子どもたち一人ひとりの個性や能力、可能性の伸長・育成を図り、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質能力の向上に努めます。

施策の取組

教職員が、今日的な教育課題に対応するため、高度な専門的知識と実践的指導力を身につけるため、授業力の向上等教職員の職務内容に応じた各種研修を実施します。

また、小学校の英語をはじめとする外国語活動の一層の充実に向け、教員の資質・能力の向上を図っていきます。

- 教職員夏季研修 ■シリーズ研修 ■学校経営研究発表会 ■hyper-QU事例検討会
- 児童生徒の考える力を高める授業実践事業 ■教職員の短期海外研修

②保護者や地域の人々に開かれた学校づくり

めざす方向

学校の特色や地域の実態を踏まえ、教育活動その他の学校運営について、学校評価システムの充実を図り、PDCAサイクルによる組織的・継続的な学校運営改善に努めます。

施策の取組

学校評価の結果を踏まえ、学校評議員制度を活用して、学校運営の状況を説明し、保護者や地域の人々の意向を学校運営に反映するよう努めます。

- 学校評価の実施 ■学校評議員制度の活用

③教職員の円滑な職務遂行のための職場環境の整備

めざす方向

教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間をできるだけ多く確保し、心通い合う学校づくりを推進し、一人ひとりの教職員が意欲を持って職務に取り組めるハラスメント等のない学校づくりを推進します。

施策の取組

校園長のリーダーシップのもと、校務全般において、教職員一人ひとりの個性や能力・適性を活かした機動的な学校組織を構築します。

また、校務支援システムや「教職員定時退勤日」、「ノ一會議デー」、「ノ一部活デー」の完全実施等により教職員の勤務時間適正化を推進し、メンタルヘルスの保持増進に配慮した校内体制の構築やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに努めます。

さらに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のない、一人ひとりが意欲を持って教育活動にあたることができる教職員相互の協力・協働の職場づくりを推進します。

- 「教職員定時退勤日」「ノ一會議デー」「ノ一部活デー」の完全実施
- 『セクシュアル・ハラスメントのない学校に』(兵庫県教委)等を活用した研修の実施
- 『パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針』(兵庫県教委)の徹底
- メンタルヘルスの保持増進に配慮した校内体制等の構築

基本的方向 (2) 安全・安心で信頼される学校づくり

①保護者や地域住民を巻き込んだ学校行事の積極的な実施 めざす方向

学校、家庭、地域の連携をより強化するため、保護者や地域住民が積極的に参画できる学校行事等を実施することで信頼される学校づくりを行います。

施策の取組

運動会・体育祭、音楽会や文化祭等の学校行事、ふるさと学習や体験学習等の学習活動への保護者、地域住民の参画を推進します。また、学校オープンの実施、ホームページや学校だより等を通して、積極的な情報発信に努め、保護者や地域住民が学校行事に参画しやすい雰囲気づくりを行います。

- 運動会、体育祭、音楽会、文化祭等の学校行事 ■ふるさと学習、体験学習
- ホームページ、学校便りでの情報発信

②子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れる環境づくり

めざす方向

安全・安心かつ質の高い教育環境の整備に取り組むとともに、災害の発生や不審者の侵入等、万一の事態に備え、学校・家庭・地域の連携体制の強化を図ります。

施策の取組

避難訓練や防犯訓練など、危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るための研修機会の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携して、引き渡し訓練や学校自主防災組織合同防災訓練等を実施し、子どもたちの安全を守るための取組を推進します。

- 避難訓練、防犯訓練、防犯教室 ■教員研修（不審者対応等） ■引き渡し訓練
- 学校自主防災組織合同訓練

③学校教育施設や教材等などの教育環境の整備

めざす方向

学校施設等については、耐震化への対応や防犯カメラの設置、老朽化する施設や備品の計画的な整備など、安全・安心かつ質の高い教育環境の整備に取り組みます。そして、平成33年開校予定の、小中一貫校の開校に向けた準備を進めます。

教育機器は、定期的に、コンピュータ（教育用・校務用）の整備状況を見直し、機器の更新に努めます。

また、経済的理由等で、教育を受けることが困難な児童・生徒への支援を行い、保護者の経済的負担軽減に努めます。

施策の取組

老朽化した施設の補修工事を計画的に実施し、非構造部材（天井照明など）の耐震化工事、学校トイレの洋式化工事等を行います。

また、ＩＣＴ機器の整備やコンピュータ（教育用・校務用）の更新を計画的に実施します。

そして、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助や就学奨励などの補助に努めます。

- 小中一貫校の整備 ■学校施設の補修、改修工事 ■ＩＣＴ機器の更新
- 就学援助や就学奨励の補助事業

基本的方向 (3) 子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり

①家庭・学校・地域と社会教育関係機関が一体となった環境づくり めざす方向

子どもたちが地域の中で多様な学びと交流による経験豊かな成長がかなえられるよう、効果的な学校支援活動を行うことなど地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりに取り組みます。学習支援活動、部活動の指導、子どもの安全確保、学校行事の運営支援等の学校の教育活動に地域住民が参画する取組を推進します。

施策の取組

地域住民が様々な経験や特技を生かして、授業や部活動など学校の教育活動を支援する取組を一層進めます。また、学校や通学路、地域における子どもたちの安全確保について、今後も広範な人々の参画を得た取組を進めるとともに、通学路安全推進プログラムにより地域、保護者、学校、警察、道路管理者等が連携して対策を実施します。

- いきいき学校応援事業 ■部活動指導補助員 ■子ども見守り隊、青色パトロールカー
- 通学路安全推進プログラム

②子どもと子育て家庭を支える仕組みづくり

めざす方向

子どもと子育て家庭を支え、子どもの成長をあたたかく見守り応援する取組を推進します。

施策の取組

安心して子育てができる環境づくりのため、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や子育て支援サービスの充実を図ります。

- 認定こども園の整備 ■子育てサークル等が行う子育て講演会・教育講演会等の支援
- 就学援助事業 ■虐待防止対策

基本的方向 (4) 家庭の教育力の向上

①親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくり めざす方向

家庭教育は、すべての教育の原点であり、その自主的な営みを尊重しつつ、親が親として成長するための学びの場を提供するなど、関係機関の連携による地域が家庭を支える体制づくりを推進します。

施策の取組

親が親として成長するための学びの場として、子どもとの関わり、子どもの生活習慣づくり、保護者同士の交流等の機会や情報提供、相談窓口の開設等を推進します。

また、地域の人たちが気軽に子育ての応援や保護者の相談にののることができる環境を整備します。

さらに、子育て支援団体や機関相互の連携強化によるネットワーク活動の充実など、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

- 市民公開講座の実施 ■スクールカウンセラーによるメンタルヘルス相談
- 青少年センターによる問題行動等の相談

基本方針 4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

基本的方向 (1)生涯を通じた学びの機会・場の提供

①各年代に応じた学習

めざす方向

超高齢社会となっていくこれからの中を見据え、社会に参加・貢献する新たな高齢者学習及び、仕事に追われ生涯学習に距離を置く市民を引き付けることができる魅力ある新たな成人学習の方策を検討し、積極的に取り組みます。

施策の取組

参加者の流動化を図るための施策を練り、展開し、新たな参加者発掘に努めます。

利用の少ない青年・壮年世代の人たちのニーズに合った講座を検討し取り組みます。

- 高齢者大学等の講座や各種サークル活動の実施・支援
- 成人学習講座

写真

高齢者大学 演劇鑑賞

②社会教育関係団体の支援

めざす方向

青年団活動が衰退し、婦人会活動にもかけりが見え隠れする今、地域の社会教育関係団体に新たな独自性の確立を提案するなど、積極的な支援で活力をもたらし、自立した力強い団体を育成し支援します。

施策の取組

社会教育関係団体の活動を支援し、新たな活動シーンをともに考えます。

- 連合婦人会や連合PTA等、各種社会教育関係団体活動への支援

写真

文化連盟祭 作品展示

③芸術・文化活動の振興

めざす方向

地域における次代の人材育成や文化水準の向上を願い、芸術・文化が身近なものに感じられるよう、また、気軽に芸術・文化の学習ができるように、活動と発表、そして鑑賞の機会と場を提供していきます。

施策の取組

多くの市民が、芸術・文化に対し深い興味や沸き立つ意欲が持てるよう、積極的に事業を展開します。

- 公募美術展や文化芸能公演鑑賞事業

④芸術・文化団体の支援

めざす方向

地域文化を支える市内の文化団体を積極的に支援し、個人はもとより地域全体の文化意識の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

施策の取組

芸術・文化を愛する個人やグループが地域の中で活躍・研鑽できるよう、地域における文化育成団体を支援します。

- 加東市文化連盟や加東市美術協会への支援

基本的方向 (2)文化財保護の推進と活用

①文化財の保護・発掘及び活用

めざす方向

オンリーワンである地域の伝統・文化、文化財を保護するとともに、貴重な教育資源として地域文化の向上に活用していきます。

施策の取組

地域全体で伝統文化が保護できるよう、それぞれの知名度を高め、新たな保護・活用事業の展開を図ります。

写真
文化財

- 出前講座等、文化財保護対策事業
- 加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷の効率的運営

基本的方向 (3)生涯スポーツの普及と振興

①生涯スポーツの振興とコミュニティづくり

めざす方向

市民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、安全・安心な施設整備とともに、多種にわたる数多くのスポーツの機会を市民に提供します。

また、スポーツを通して市民相互の理解や親睦が深められるよう、地区対抗や異世代交流の大会も積極的に実施します。

写真
地区スポーツ大会

施策の取組

参加者が流動化するよう、多くの市民が興味を持ち、誰もが気軽に参加できるよう工夫した取組を推進します。

- ふれあい球技大会等のコミュニティ促進事業
- 三世代ゲートボール大会等の異世代交流事業
- 地区親善ソフトボール大会等の地区交流事業
- マラソン大会等の専門技術向上事業

②スポーツ団体の支援

めざす方向

スポーツ活動を通じて市に多大なる貢献をする団体や個人を支援・表彰することにより、市民のスポーツへの意識向上に繋げ、市民スポーツのレベルアップと市民それぞれの生きがいの創造を図ります。

施策の取組

自立化した組織のもとで、市民の健康増進と体力向上、そして意欲・関心を高めていきます。

- 加東市体育協会、スポーツクラブ21活動等への支援活動
- スポーツ賞賜金（表彰）の贈呈

基本的方向 (4)社会教育・体育関係施設の管理・運営

①社会教育・体育関係施設の管理・運営

めざす方向

「加東市公共施設の適正化に関する計画」に基づき、存続する施設の効率的な管理・運営に努めます。

また、市民の利便性や有効利用を考え、行政・市民ともに負担が少なく、便利で快適な利用が出来るように努めます。

施策の取組

社会教育・体育関係施設を、安全・安心な施設として市民に提供し、公平、適正な利用を促進します。

基本的方向 (5)市立図書館の充実

①資料提供・情報提供の充実

めざす方向

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった生活要求に、資料の提供で応えることが市立図書館の使命です。

市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の利用傾向を把握し、暮らしを高める図書館サービスを展開します。

写真

図書館 貸し出し

施策の取組

図書館資料の中心となる図書や、利用の多い雑誌などの貸出の充実を図るとともに、市民が読みたい資料の予約サービスや、積極的な資料案内の充実を図ります。

また、それぞれの発達段階に合わせた図書の確保に努めるとともに、小中学校の学校図書館と緊密な連携、協力を保ち、子どもたちが自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。

そして、4館から3館体制になった場合の市民サービス向上策として、開館時間の延長や開館日数の拡大について検討します。

- 資料貸出の充実 ■予約サービスの充実：ウェブ予約
- 学校園への団体貸出

②魅力ある蔵書の整備・充実

めざす方向

資料提供が市民に役立ち豊かなものにするためには、継続した魅力ある資料の収集が必要です。

市民からの要求や利用実態に沿った資料を収集し、魅力ある蔵書の確保に努めます。

また、生き生きとした市民の暮らしは、自らの地域の情報を知ることから始まります。

加東市や地域に関する資料を積極的に収集し、地域の情報に責任が持てるよう努めます。

施策の取組

市民の暮らしに生きる資料や、利用の多い新刊書を積極的に収集し、新鮮で魅力ある蔵書の確保に努めます。

また、加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集し、郷土行政資料の充実に努めます。

■新刊書の購入 ■予約資料の購入

■郷土資料の購入

■雑誌スポンサー制度：雑誌のスポンサーを募集し、雑誌の充実を図る

③図書館利用の推進

めざす方向

市民に本との出会いや読書に親しめる機会を提供し、また、自ら学びたいといった市民の要求に応え、支援するよう努めます。

施策の取組

子どもに読書の輪を広げたり、市民の自己学習を支援したりする活動を展開します。

また、分類をこえて、季節や行事・世の中の出来事などをテーマにした特別展示コーナーの設置など、情報提供する場、市民の憩いの場としての施設活用を検討していきます。

■おとどけ図書館：市立9小学校へ図書を届ける

■お出かけ図書館：図書館の見学とカードを作って図書を借りる体験

■絵本のお話し会

■はじめてであう絵本：保健センターと連携し、4ヶ月児健診時にその保護者と4ヶ月児に、絵本の意義や絵本の読み聞かせ

■学習室として利用するなど、会議室等施設の活用

基本方針 5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

基本的方向 (1) 豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発

①人権教育・啓発の推進

めざす方向

市民一人ひとりが、自他の人権について正しく理解し、互いの異なる考え方、生き方、価値観などを尊重し、人権を認め合う共生社会を築くため、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権にかかわる課題の解決に向けて、家庭・学校・職場・地域など社会のあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

写真

人権啓発講演会

施策の取組

市民が日常生活の中で、人権を尊重することを自然に考え、行動できる感覚を身につけられるよう、家庭・学校・職場・地域における人権に関する学習を一層充実させるよう取り組み、各自治会等で実施している地区住民学習が、身近にある人権に気づいたり、自らの問題であることに気づいたり、理解が深まる場となるよう支援します。

市職員及び教職員・保育関係者、医療・保健関係者等を対象にした研修の充実を図ります。

また、幼児を対象に「思いやり」や「いたわり」の心をはぐくむ教育や、小中学校においては講演会を開催し児童・生徒を対象とした人権尊重のための教育に取り組みます。

- 人権啓発講演会 ■人権を考える市民のつどい ■人権教育スキルアップ講座
- 地域に学ぶ体験学習支援事業 ■人権の花運動 ■各種啓発展示（人権週間等）
- テレビ企画番組「夢きらめいて」放送 ■インターネットモニタリング
- 小中学校人権教育講演会 ■幼児期における人権教育

②人権尊重の視点に立った行政の推進

めざす方向

人権教育・啓発の推進にあたっては、従来の縦割り行政システムではなく、一体的に機能するよう組織間の連携を図り、教育事業や啓発事業が、市民にわかりやすく、参加しやすいものとなるよう「人権施策推進連絡会議」を中心に、各部署の緊密な連携を図るとともに、情報の交換や共有を行い、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進します。

施策の取組

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権施策推進連絡会議」を中心に、全庁体制で適切な進行管理に努めます。

- 人権施策推進連絡会議

③人権教育の学習資料の提供

めざす方向

人権についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、人権関係の諸機関と連携し、研修講師、教材など、人権教育に関する情報を収集・整理し、さまざまな人権問題の理解や課題解決の参考となる資料や学習教材を提供します。また、これらを生かした効果的な市民人権学習会を推進します。

施策の取組

現在の地区住民学習の実績データを分析・検証し、身边にある人権課題に即した学習方法や家庭内の子ども、女性、高齢者等にかかる人権課題について話し合いができるよう、ケーブルテレビ、情報紙や啓発パンフレットなどにより情報を提供します。

- 情報紙「夢きらめいて」発行 ■人権啓発用ビデオ「こころの窓」制作
- 同和問題啓発資料「ふるさと」の活用 ■人権啓発ビデオライブラリ

④人権教育指導者の充実

めざす方向

地区住民学習や各種団体の人権学習会などの充実を図るため、講師登録制度を創設します。

また、地域に密着した自主的な人権教育が効果的に推進されるよう、身近なリーダーの育成を図ります。

施策の取組

市民主体の自主的な学習活動の定着に向け、市民人権講座を通して、地域リーダーの育成を図るとともに、人権についての多様な実践と理論を備えた市民を、人権教育指導者として講師登録を進めます。

- 講師登録制度の充実

⑤各種団体の人権学習への支援

めざす方向

市人権・同和教育研究協議会活動（学校教育部会・住民学習部会・団体別研修部会）及び、市企業人権教育協議会活動（社員研修会等）の主体的・自主的な人権教育の取組を支援し、それぞれの課題に応じた情報や学習機会を提供します。

施策の取組

市人権・同和教育研究協議会を支援し、生きがいと幸せを築きあう人間尊重のまちをめざして、同和問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れるさまざまな人権問題を明らかにしながら、人権・同和教育の充実を図ります。

また、市企業人権教育協議会の活動を支援することにより、企業経営者、社員などを対象とした研修会を開催し、豊かな人権感覚を培い、具体的実践に努めます。

- 市民人権講座
- 市人権・同和教育研究協議会事業（地区住民学習会、リーダー研修会、学校等公開授業、団体別研修、人権出前講座）
- 市企業人権教育協議会事業（企業経営者研修、社員研修会）

⑥相談支援体制の充実

めざす方向

人権侵害を受けている又は受けるおそれのある市民が、安心して相談できる環境づくりと相談窓口の充実を図ります。

また、関係機関との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。

施策の取組

子どもや高齢者に対する虐待、DV、子どもの養育放棄など、家庭の中で起きるさまざまな人権問題に対する相談や支援機能充実に努めます。

また、インターネットを悪用した人権侵害に対する相談の充実にも努めます。

- 人権擁護委員活動 ■広域隣保活動事業
- インターネット人権相談事業

基本的方向 (2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり

①人権尊重と男女共同参画の意識づくり

めざす方向

人権尊重のまちづくりを進め、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、セクシュアル・ハラスメントなどのあらゆる暴力を根絶するとともに、社会における制度・慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、家庭、学校、職場、地域などで意識づくりの向上を図り、男女共同参画を推進します。

写真

男女共同参画セミナー

施策の取組

すべての市民の人権意識を高めるとともに、セクシュアル・ハラスメントなどの防止の啓発や研修会などを充実させます。

また、広報紙、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを有効に活用し、男女共同参画社会に向けた広報、意識啓発を進めます。

- 男女共同参画セミナー ■啓発用ビデオ活用

②あらゆる分野へ参画できる機会づくり

めざす方向

活力ある社会・経済を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、あらゆる場面において男女双方の視点を取り入れていくことが重要です。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映され、新たな視点や発想が取り入れられるよう、市の各種審議会や管理職への女性の登用を促進するとともに、地域や職場におけるリーダーへの女性の積極的な登用などを働きかけ、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。

施策の取組

女性の人材育成に努め、女性が意欲をもって活躍できる機会の充実を図りながら、女性の活動や女性団体の支援を行います。

また、女性委員のいない審議会等の解消をめざすとともに、女性の積極的な登用を進めます。

- 女性各種団体の支援

③男女がともに豊かに働ける環境づくり

めざす方向

市民一人ひとりが、性別や年齢に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方を選択できることが必要です。

従来の仕事中心の意識や生き方から、仕事・家庭生活・地域活動をバランスよく選択、実現できるような環境づくりとともに、性別による昇進や賃金の格差をなくし、個性や能力が十分に發揮できる職場づくりを推進します。

施策の取組

男女雇用機会均等法の周知や、固定的な性別役割意識の解消などの意識啓発を行い、均等な雇用機会と待遇の確保と再就職や起業をはじめ、新たな分野やさらなる活躍をめざす女性の支援を進めます。

④だれもが安心して暮らせる地域づくり

めざす方向

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。

しかし、高齢化の進展、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等さまざまな変化が生じ、地域のつながりが希薄化するなど、地域における課題も多様化しています。

男女がともに地域活動等に参加・参画することで地域力が高まり、活力ある地域社会となります。

いきいきとした地域社会において、男女の生涯にわたる健康づくりを推進するとともに、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

施策の取組

子どもたちが多様な生き方への理解を深め、性別役割分担意識にとらわれないために、家庭と地域が連携し、親をはじめ、子育てに関わる全ての人たちの学習を進めるとともに、男子育てグループの育成や支援します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させるとともに、地域で暮らす人がともに助け合い、支え合う福祉のまちづくりを進めます。

■社会福祉協議会、健康福祉事務所、保健センター、児童館等との連携

用語の説明

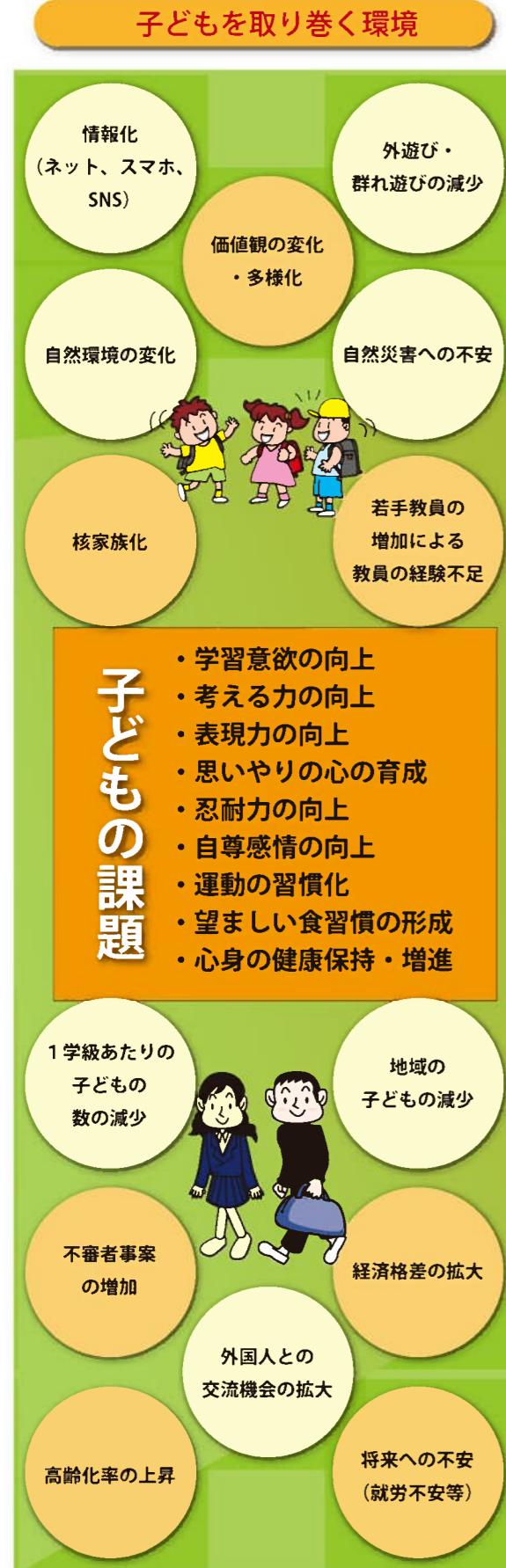
用語	ページ	説明
ICT教育	11 26 35 43	情報通信技術（ICT）を教育方法のひとつとして利・活用した教育
インクルーシブ教育	38	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行う教育。
ALT	35	日本人の教員の助手として、中学校の英語や小学校の外国語活動などの授業を行う外国語指導助手
加東スタディライフ	11 37	教員OBや教員を志望する大学生等を指導員（指導補助員）として、夏季・冬季休業中にそれぞれ小学校5・6年生、中学校3年生を対象に、各学校施設を活用して設ける自主学習室
学習チューター	11 37	教員を志望する教育大学生や大学院生による学習支援ボランティア
学校オープン	13 43	各学校において保護者や地域住民等に授業の参観や、学校行事等への参加を通して学校教育活動について周知を図る機会
新学習システム	11 37	小学校1～4年生での35人学級編成や5・6年生での「兵庫型教科担任制」、少人数授業や同室複数指導（TT）等「個に応じた指導」の充実を図ることを目的とした事業
小小連携教育又は、小中連携教育	12 35 36	小・小学校又は、小・中学校が互いに、情報交換や交流を行うことを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育
小中一貫教育	21 26 34 36	小中学校がめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連續性のある教育をめざす教育
人権感覚	30 31 49	人権に対する感じ方。意識をして頭で人権を理解するのではなく、感覚として体で人権を感じること。
スクールカウンセラー	13 44	児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行うため各学校に配置されている専門家
全国学力・学習状況調査	11 37	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした調査
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	12	子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査

用語	ページ	説明
セクシュアル・ハラスメント	42 51	「性的いやがらせ」という意味。略してセクハラと言われています。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。
ドメスティック・バイオレンス	51	略してDVと言われています。多くの場合、夫や恋人などのパートナーから、「なぐる、ける、ものを投げつけるなどの身体的暴力」や「レイプなどの性的暴力」、「口汚くののしる、おどす、何を言っても無視するなどの精神的暴力」、「生活費を渡さないなどの経済的暴力」、「実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限する社会的暴力」を受けることをいいます。被害者が男性の場合もあります。恋人同士など、親密な関係にある若者の間の暴力のことはデートDVと言われています。
認定こども園	38 44	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や 地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設
地産地消	41	地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること

加東市のめざす小中一貫教育

参考資料

人間力の育成

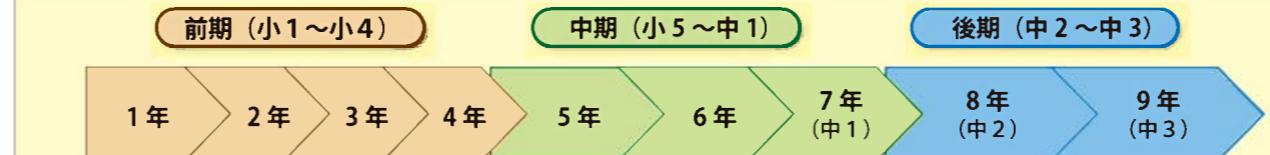


課題解決に向けて (これまでの取組)

- 分かりやすい授業 興味関心を高める授業
 - ・少人数・同室複数指導
 - ・ALTの活用
 - ・ICTの活用
- 道徳教育の充実
 - ・副読本の活用
 - ・道徳授業の公開
- 体験活動の充実
 - ・社会体験活動
 - ・自然体験活動
 - ・地域体験活動
- 特別支援教育の充実
 - ・個別の教育支援計画の作成・活用
 - ・インクルーシブ教育の推進
- 部活動の充実
 - ・外部指導者の派遣
 - ・新人戦・総合体育大会
- 体育的行事の充実
 - ・水泳交歓会（小学校）
 - ・スキー教室（中学校）
- 食育・健康教育の推進
 - ・学校給食を活用した指導の充実
 - ・楽しみのある学校給食特別メニュー
- 学級づくり・仲間づくり
 - ・いじめ実態把握調査
 - ・いじめ対応チームによる組織的取組
 - ・いじめへの対策
- 不登校への対応
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・適応指導教室

ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもの育成

小中一貫校（さらなる取組）



学級担任制

基礎基本の定着・反復
生活・学習習慣の定着

学級担任制 一部教科担任制

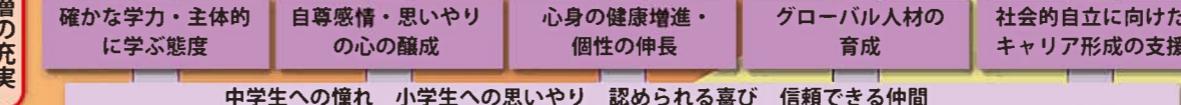
基礎基本の徹底
思春期の課題に対応

学級担任制 教科担任制

自主自立の態度の育成
興味・関心・能力に応じた個性の伸張

9年間のカリキュラム（9年間の一貫した指導）

学び合い 自主的な学び チャレンジする意欲・態度 的確に判断し行動する力



中学生への憧れ 小学生への思いやり 認められる喜び 信頼できる仲間

- | | | | | |
|-------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| ・9年間の教科カリキュラム | ・系統性のある体験活動 | ・一貫した生徒指導（小中教員による見守り・情報共有） | ・小学校からの英語教育の充実 | ・体験活動を通して職業観、勤労観を培う系統的なキャリア教育の実施 |
| ・小学校での教科担任制 | ・日常的な異学年交流 | ・発達段階を意識した行事 | ・中期：英語に慣れる | ・進路指導の充実 |
| ・相互乗り入れ授業 | ・縦割り活動による学校行事 | ・立志式（小学校の卒業式） | ・後期：英語を話せる | ・地域人材や地域資源を活用したふるさと学習（「かとう学」（仮称）） |
| ・ICTを活用した授業づくり | ・入学式・交流給食 | ・1／2成人式（4年生） | ・「かとう英語ライセンス制度」の効果的運用 | ・防災教育 |
| ・小中教員による複数指導 | ・ペア学年活動 | ・進級式（7年生）等 | ・ICTを活用したプレゼンテーション活動 | ・福祉教育 |
| ・家庭学習の手引き（小中合同） | ・合同運動会等 | ・人権教育の充実 | ・外国人留学生との交流学習 | ・環境教育 |
| ・9年間の継続性のある特別支援教育 | ・ゲストティーチャー招聘 | ・地域住民・高校等との連携による食育の推進 | | |
| | ・家庭・地域と連携した道徳教育の充実 | ・合同給食「地産地消」 | | |
| | | ・部活動の充実 | | |

ふるさと学習「かとう学」を教科横断的に実施

※地域からの支援（教育活動への提言 地域人材や教育資産の活用）

今後の計画

H27

・出前授業（中→小）

H28

- ・9年間のカリキュラム作成・試行
- ・小小、小中間交流活動促進

H29

小中一貫教育試行（施設分離型）

H30

- ・ふるさと学習「かとう学」副読本の編集・作成と試行
- ・相互乗り入れ授業の部分実施

H31

- ・地域推進協議会での協議（各地域）

H32

- ・標準服
- ・学校行事
- ・部活動 etc

H33

小中一貫校開校

ふるさと加東から 未来へ

- ・自ら学ぶ子
- ・自他を大切にする子
- ・ねばり強い子
- ・個性豊かな子
- ・自分を活かす子
- ・たくましい子



検討事項 (学校) 校歌 校章 校則 標準服 学校行事 部活動 etc
(地域・保護者) PTA組織 通学路 etc